

# 那賀町地域防災計画

地震災害対策編

令和 7 年 3 月

那賀町防災会議

# 目 次

## 第1章 総 則

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 第1節 | 計画の目的                     | 1  |
| 第2節 | 計画の性格及び基本方針               | 1  |
| 第3節 | 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 | 2  |
| 第4節 | 那賀町の概要                    | 2  |
| 第5節 | 地震被害想定                    | 3  |
| 第6節 | 防災対策の推進方向                 | 14 |

## 第2章 災害予防

|      |                |    |
|------|----------------|----|
| 第1節  | 防災知識の普及・啓発     | 31 |
| 第2節  | 防災訓練           | 34 |
| 第3節  | 建築物等の耐震化       | 36 |
| 第4節  | 緊急輸送体制の整備      | 39 |
| 第5節  | 土砂災害等予防対策      | 40 |
| 第6節  | 水道施設の整備        | 43 |
| 第7節  | 危険物等の災害予防対策    | 43 |
| 第8節  | 火災予防対策         | 44 |
| 第9節  | 自主防災組織の育成      | 47 |
| 第10節 | ボランティア受入体制の整備  | 47 |
| 第11節 | 企業防災の促進        | 47 |
| 第12節 | 避難対策の充実        | 48 |
| 第13節 | 要配慮者支援対策の充実    | 51 |
| 第14節 | 帰宅困難者等対策       | 51 |
| 第15節 | 広域応援・受援体制の整備   | 52 |
| 第16節 | 防災施設等整備        | 52 |
| 第17節 | 自治体業務継続計画（BCP） | 52 |
| 第18節 | 孤立集落対策の強化      | 52 |

## 第3章 災害応急対策

|           |                  |     |
|-----------|------------------|-----|
| 災害応急対策の流れ |                  | 101 |
| 第1節       | 活動体制             | 103 |
| 第2節       | 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応 | 107 |
| 第3節       | 相互応援協力要請         | 114 |
| 第4節       | 情報通信             | 114 |
| 第5節       | 災害情報の収集・伝達       | 115 |
| 第6節       | 災害広報             | 117 |
| 第7節       | 災害救助法の適用         | 118 |
| 第8節       | 自衛隊災害派遣要請        | 118 |

|      |                |     |
|------|----------------|-----|
| 第9節  | 消防活動           | 119 |
| 第10節 | 水防計画           | 120 |
| 第11節 | 避難対策の実施        | 121 |
| 第12節 | 交通確保対策         | 123 |
| 第13節 | 緊急輸送対策         | 124 |
| 第14節 | 救出・救助対策        | 124 |
| 第15節 | 医療救護活動         | 125 |
| 第16節 | 飲料水の供給         | 127 |
| 第17節 | 食料の供給          | 127 |
| 第18節 | 生活必需品等の供給      | 127 |
| 第19節 | 保健衛生活動         | 127 |
| 第20節 | 防疫活動           | 127 |
| 第21節 | 遺体の捜索及び火葬等     | 127 |
| 第22節 | 要配慮者支援対策の実施    | 127 |
| 第23節 | 廃棄物の処理         | 127 |
| 第24節 | 住宅の確保          | 127 |
| 第25節 | 労務供給計画         | 127 |
| 第26節 | ボランティア活動の支援    | 128 |
| 第27節 | 義援金・義援物資の受入・配分 | 128 |
| 第28節 | 障害物の除去         | 128 |
| 第29節 | 教育対策           | 129 |
| 第30節 | 公共土木施設の応急対策計画  | 132 |

## 第4章 災害復旧・復興

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 第1節 | 復旧・復興の基本方針        | 151 |
| 第2節 | 公共施設災害復旧事業計画      | 151 |
| 第3節 | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 | 151 |
| 第4節 | 被災者の生活再建等の支援      | 151 |
| 第5節 | 計画的復興             | 151 |

# 第 1 章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、那賀町の地域に係る南海トラフ地震等大規模な地震災害に対処するため、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格及び基本方針

### 第1 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「那賀町地域防災計画」の「地震災害対策編」に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項で規定する事項もあわせて定めた町防災会議が作成する計画であり、この計画に定めのない事項については「一般災害対策編」に定めるところによる。

### 第2 計画の基本方針

この計画は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

### 第3 他の計画との関係

この計画は、本町地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、県の策定する「徳島県地域防災計画震災対策編」や指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」等の他の計画との整合を図る。

### 第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはそのつど）までに、計画の修正案を那賀町防災会議に提出する。

### 第5 計画の周知徹底

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

### 第6 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知徹底に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

### 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編 第1章第3節「防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

### 第4節 那賀町の地勢と地震履歴

#### 第1 地 勢

一般災害対策編 第1章第4節「第1 地勢」を準用する。

#### 第2 徳島県域における地震・津波

近年の徳島県域に被害をもたらした主な地震・津波は以下のとおりである。

| 年 月 日<br>(和暦)           | 規模 M | 地 域   | 被 害 ・ 摘 要                                                                                       |
|-------------------------|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1946. 12. 21<br>(昭和21年) | 8.0  | 南海道沖  | 南海道地震、死者1,330、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598、室戸、紀伊半島隆起、須崎、甲浦沈下、津波                          |
| 1955. 7. 27<br>(昭和30年)  | 6.4  | 徳島県南部 | 死者1、負傷者8、山崩れ                                                                                    |
| 1960. 5. 23<br>(昭和35年)  | 8.5  | チリ沖   | チリ地震津波、死者不明者142、家屋全壊1,500余、半壊2,000余、(津波被害)                                                      |
| 1995. 1. 17<br>(平成7年)   | 7.2  | 兵庫県南部 | 兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、死者不明者6,437、負傷者43,792、全壊104,906、半壊144,274、全半焼7,132、一部地域で震度7                     |
| 2011. 3. 11<br>(平成23年)  | 9.0  | 三陸沖   | 東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者不明者19,824、負傷者6,121、全壊118,621、半壊181,801、全半焼7,132(2011年10月現在)、被害の多くは巨大津波によるもの |
| 2013. 4. 13<br>(平成25年)  | 6.3  | 淡路島付近 | 負傷者35名、全壊8、半壊101、最大震度6弱                                                                         |

(徳島県資料より)

## 第5節 地震被害想定

政府の地震調査研究推進本部や中央防災会議等からの、徳島県に影響を及ぼす地震に関して、最新の知見や手法を取り入れ、徳島県では平成15年度、16年度に徳島県地震動被害想定調査を実施した。

また、平成25年7月31日、徳島県では「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）」さらに、平成25年11月25日には「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次）」を公表した。これは、南海トラフ巨大地震が発生したときの「人的・建物被害」、「ライフライン被害」、「生活支障等の被害」の様相を市町村別に明らかにし、被害軽減に向けた予防対策はもとより、早期の復旧・復興に向けた行政・事業者等が行うべき具体的な対策、住民の生命を守るために地域ごとの効果的な減災対策を検討するための基礎資料として公表されたものである。あわせて、発災後の被害の様相を幅広く示し、被災後の生活を具体的にイメージすることによって、日頃からの備えの必要性について、住民の理解を深めることも目的としている。

なお、地震といった自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定はあくまで一つの仮定であり、一定の限界がある。

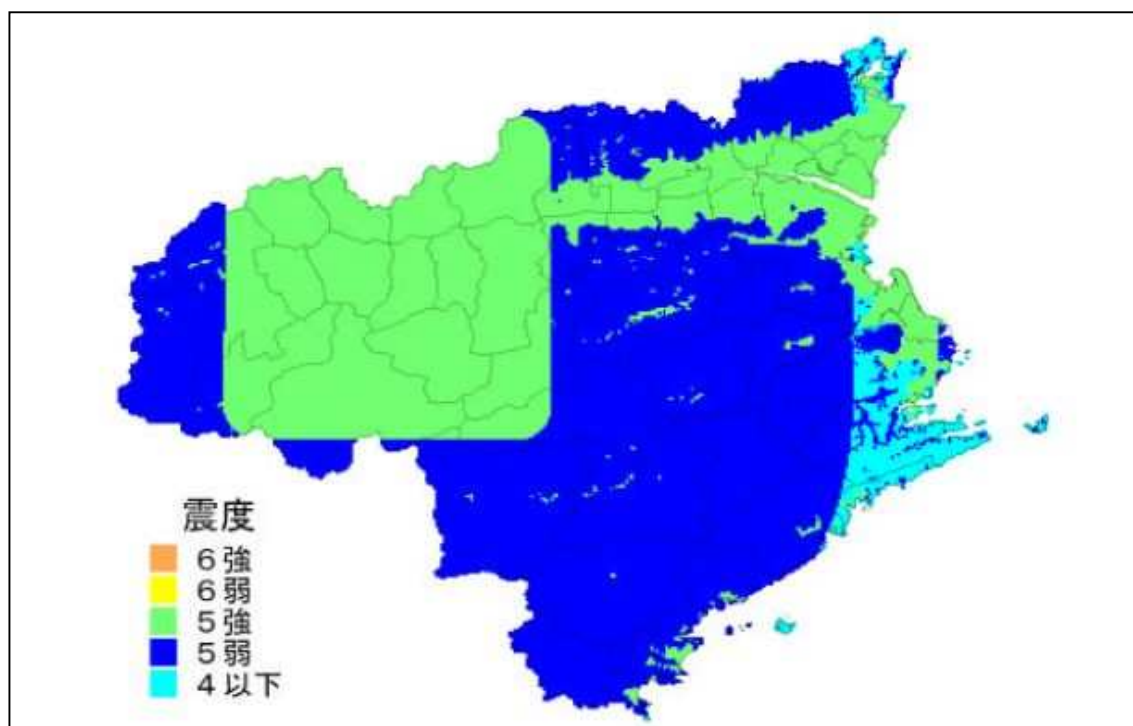
被害想定は、単に算定された被害の量（建物被害や人的被害）について着目するのではなく、地震等により発生する災害状況、地域別の災害の特徴に着目し、今後の防災対策をどのように推進するかの一資料とすべきものであることに留意する必要がある。

徳島県においては、県域に大きい被害を及ぼすと考えられる大規模地震として、次の2地震を想定し、それぞれの被害想定を行った。

### 第1 県西部直下を震源とする地震（平成15・16年度徳島県地震動被害調査より）

#### 1 震度分布予測結果

【県西部直下を震源とする地震における震度分布予測結果】



## 2 被害予測結果（那賀町関係分）

### (1) 揺れ・液状化による建物被害予測結果（県西部直下の地震）

| 地区  | 全建物数<br>(棟) | 揺 れ        |            |            |            | 液 状 化      |            |            |            | 揺 れ + 液 状 化 |            |            |            |
|-----|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|
|     |             | 全壊数<br>(棟) | 全壊率<br>(%) | 半壊数<br>(棟) | 半壊率<br>(%) | 全壊数<br>(棟) | 全壊率<br>(%) | 半壊数<br>(棟) | 半壊率<br>(%) | 全壊数<br>(棟)  | 全壊率<br>(%) | 半壊数<br>(棟) | 半壊率<br>(%) |
| 鷺敷  | 2,415       | 2          | 0.1        | 19         | 0.8        | 0          | 0.0        | 0          | 0.0        | 2           | 0.1        | 19         | 0.8        |
| 相生  | 2,971       | 3          | 0.1        | 27         | 0.9        | 0          | 0.0        | 0          | 0.0        | 3           | 0.1        | 27         | 0.9        |
| 上那賀 | 1,729       | 8          | 0.5        | 51         | 3.0        | 0          | 0.0        | 0          | 0.0        | 8           | 0.5        | 51         | 3.0        |
| 木沢  | 561         | 4          | 0.8        | 24         | 4.2        | 0          | 0.0        | 0          | 0.0        | 4           | 0.8        | 24         | 4.2        |
| 木頭  | 1,108       | 3          | 0.2        | 19         | 1.7        | 0          | 0.0        | 0          | 0.0        | 3           | 0.2        | 19         | 1.7        |
| 合計  | 8,784       | 20         | 0.2        | 140        | 1.6        | 0          | 0.0        | 0          | 0.0        | 20          | 0.2        | 140        | 1.6        |

### (2) 山・がけ崩れによる建物被害予測結果

| 地 区 | 対象人家<br>戸数(棟) | 県西部直下の地震 |         |         |         |
|-----|---------------|----------|---------|---------|---------|
|     |               | 全壊数 (棟)  | 全壊率 (%) | 半壊数 (棟) | 半壊率 (%) |
| 鷺敷  | 264           | 0        | 0.1     | 1       | 0.3     |
| 相生  | 279           | 0        | 0.0     | 0       | 0.0     |
| 上那賀 | 353           | 1        | 0.3     | 2       | 0.6     |
| 木沢  | 105           | 0        | 0.1     | 0       | 0.1     |
| 木頭  | 369           | 1        | 0.3     | 2       | 0.6     |
| 合計  | 1,370         | 2        | 0.1     | 5       | 0.4     |

### (3) 火災被害予測結果（県西部直下の地震）

| 地区  | 全建物数<br>(棟) | 冬 5 時   |             |      |       |            |     |         |
|-----|-------------|---------|-------------|------|-------|------------|-----|---------|
|     |             | 出 火 件 数 |             |      |       |            | 焼失数 | 焼失率 (%) |
|     |             | 全出火件数   | 炎上出火<br>件 数 | 消火件数 | 自然鎮火数 | 延焼出<br>火件数 |     |         |
| 鷺敷  | 2,415       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 相生  | 2,971       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 上那賀 | 1,729       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 木沢  | 561         | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 木頭  | 1,108       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 合計  | 8,784       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |

| 地区  | 全建物数<br>(棟) | 秋 12 時  |             |      |       |            |     |         |
|-----|-------------|---------|-------------|------|-------|------------|-----|---------|
|     |             | 出 火 件 数 |             |      |       |            | 焼失数 | 焼失率 (%) |
|     |             | 全出火件数   | 炎上出火<br>件 数 | 消火件数 | 自然鎮火数 | 延焼出<br>火件数 |     |         |
| 鷺敷  | 2,415       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 相生  | 2,971       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 上那賀 | 1,729       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 木沢  | 561         | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 木頭  | 1,108       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 合計  | 8,784       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |

| 地区  | 全建物数<br>(棟) | 冬 18 時  |             |      |       |            |     |         |
|-----|-------------|---------|-------------|------|-------|------------|-----|---------|
|     |             | 出 火 件 数 |             |      |       |            | 焼失数 | 焼失率 (%) |
|     |             | 全出火件数   | 炎上出火<br>件 数 | 消火件数 | 自然鎮火数 | 延焼出<br>火件数 |     |         |
| 鷺敷  | 2,415       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 相生  | 2,971       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 上那賀 | 1,729       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 木沢  | 561         | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 木頭  | 1,108       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |
| 合計  | 8,784       | 0       | 0           | 0    | 0     | 0          | 0   | 0.00    |

(4) 建物被害予測重複処理結果（県西部直下の地震\_\_5時）

| 地区  | 全建物<br>数(棟) | 揺 れ        |            | 液 状 化      |            | が け        |            | 火 災        | 合 計        |            |
|-----|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|     |             | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) |
| 鷺敷  | 2,415       | 2          | 19         | 0          | 0          | 0          | 1          | 0          | 2          | 20         |
| 相生  | 2,971       | 3          | 27         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 3          | 27         |
| 上那賀 | 1,729       | 8          | 51         | 0          | 0          | 1          | 2          | 0          | 9          | 53         |
| 木沢  | 561         | 4          | 24         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 4          | 24         |
| 木頭  | 1,108       | 3          | 18         | 0          | 0          | 1          | 2          | 0          | 4          | 21         |
| 合計  | 8,784       | 20         | 139        | 0          | 0          | 2          | 5          | 0          | 22         | 145        |

(5) 建物被害予測重複処理結果（県西部直下の地震\_\_12時）

| 地区 | 全建物<br>数(棟) | 揺 れ        |            | 液 状 化      |            | が け        |            | 火 災        | 合 計        |            |
|----|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|    |             | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟) |
| 鷺敷 | 2,415       | 2          | 19         | 0          | 0          | 0          | 1          | 0          | 2          | 20         |
| 相生 | 2,971       | 3          | 27         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 3          | 27         |

|     |       |    |     |   |   |   |   |   |    |     |
|-----|-------|----|-----|---|---|---|---|---|----|-----|
| 上那賀 | 1,729 | 8  | 51  | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 9  | 53  |
| 木沢  | 561   | 4  | 24  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4  | 24  |
| 木頭  | 1,108 | 3  | 18  | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 4  | 21  |
| 合計  | 8,784 | 20 | 139 | 0 | 0 | 2 | 5 | 0 | 22 | 145 |

(6) 建物被害予測重複処理結果（県西部直下の地震\_18時）

| 地区  | 全建物数(棟) | 揺れ     |        | 液 状 化  |        | が け    |        | 火 災    | 合 計    |        |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |         | 全壊数(棟) | 半壊数(棟) | 全壊数(棟) | 半壊数(棟) | 全壊数(棟) | 半壊数(棟) | 全壊数(棟) | 全壊数(棟) | 半壊数(棟) |
| 鷺敷  | 2,415   | 2      | 19     | 0      | 0      | 0      | 1      | 0      | 2      | 20     |
| 相生  | 2,971   | 3      | 27     | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 3      | 27     |
| 上那賀 | 1,729   | 8      | 51     | 0      | 0      | 1      | 2      | 0      | 9      | 53     |
| 木沢  | 561     | 4      | 24     | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 4      | 24     |
| 木頭  | 1,108   | 3      | 18     | 0      | 0      | 1      | 2      | 0      | 4      | 21     |
| 合計  | 8,784   | 20     | 139    | 0      | 0      | 2      | 5      | 0      | 22     | 145    |

(7) 山・がけ崩れによる人的被害予測結果（県西部直下の地震）

| 地区  | 対象人家<br>戸数(戸) | 5時    |            |            |            |             | 12時   |            |            |            |             |
|-----|---------------|-------|------------|------------|------------|-------------|-------|------------|------------|------------|-------------|
|     |               | 死者(人) | 負傷者<br>(人) |            |            | 要救助<br>者(人) | 死者(人) | 負傷者<br>(人) |            |            | 要救助<br>者(人) |
|     |               |       |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |       |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |
| 鷺敷  | 264           | 0     | 0          | 0          | 0          | 1           | 0     | 0          | 0          | 0          | 0           |
| 相生  | 279           | 0     | 0          | 0          | 0          | 0           | 0     | 0          | 0          | 0          | 0           |
| 上那賀 | 353           | 0     | 0          | 0          | 0          | 1           | 0     | 0          | 0          | 0          | 1           |
| 木沢  | 105           | 0     | 0          | 0          | 0          | 0           | 0     | 0          | 0          | 0          | 0           |
| 木頭  | 369           | 0     | 0          | 0          | 0          | 1           | 0     | 0          | 0          | 0          | 2           |
| 合計  | 1,370         | 0     | 0          | 0          | 0          | 3           | 0     | 0          | 0          | 0          | 3           |

| 地区  | 対象人家戸数(戸) | 18 時  |        |         |        |         |
|-----|-----------|-------|--------|---------|--------|---------|
|     |           | 死者(人) | 負傷者(人) | 要救助者(人) |        | 要救助者(人) |
|     |           |       |        | 重傷者(人)  | 重篤者(人) |         |
| 鷺敷  | 264       | 0     | 0      | 0       | 0      | 0       |
| 相生  | 279       | 0     | 0      | 0       | 0      | 0       |
| 上那賀 | 353       | 0     | 0      | 0       | 0      | 1       |
| 木沢  | 105       | 0     | 0      | 0       | 0      | 0       |
| 木頭  | 369       | 0     | 0      | 0       | 0      | 1       |
| 合計  | 1,370     | 0     | 0      | 0       | 0      | 2       |

(8) 揺れによる人的被害予測結果（県西部直下の地震）

| 地区  | 5 時   |            |            |            |             | 12 時  |            |            |            |             |
|-----|-------|------------|------------|------------|-------------|-------|------------|------------|------------|-------------|
|     | 死者(人) | 負傷者<br>(人) |            |            | 要救助者<br>(人) | 死者(人) | 負傷者<br>(人) |            |            | 要救助者<br>(人) |
|     |       |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |       |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |
| 鷺敷  | 0     | 3          | 0          | 0          | 0           | 0     | 1          | 0          | 0          | 0           |
| 相生  | 0     | 3          | 0          | 0          | 1           | 0     | 1          | 0          | 0          | 0           |
| 上那賀 | 1     | 8          | 0          | 0          | 2           | 0     | 3          | 0          | 0          | 1           |
| 木沢  | 0     | 3          | 0          | 0          | 1           | 0     | 1          | 0          | 0          | 0           |
| 木頭  | 0     | 3          | 0          | 0          | 1           | 0     | 1          | 0          | 0          | 0           |
| 合計  | 1     | 20         | 0          | 0          | 5           | 0     | 7          | 0          | 0          | 1           |

| 地区  | 18 時  |            |            |            |             |
|-----|-------|------------|------------|------------|-------------|
|     | 死者(人) | 負傷者<br>(人) |            |            | 要救助者<br>(人) |
|     |       |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |
| 鷺敷  | 0     | 2          | 0          | 0          | 0           |
| 相生  | 0     | 2          | 0          | 0          | 0           |
| 上那賀 | 0     | 5          | 0          | 0          | 1           |
| 木沢  | 0     | 2          | 0          | 0          | 1           |
| 木頭  | 0     | 2          | 0          | 0          | 0           |
| 合計  | 0     | 13         | 0          | 0          | 2           |

(9) 人的被害予測結果合計（県西部直下の地震）

| 地区  | 冬 5 時 |            |            |            |             | 秋 12 時 |            |            |            |             |
|-----|-------|------------|------------|------------|-------------|--------|------------|------------|------------|-------------|
|     | 死者(人) | 負傷者<br>(人) |            |            | 要救助者<br>(人) | 死者(人)  | 負傷者<br>(人) |            |            | 要救助者<br>(人) |
|     |       |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |        |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |
| 鷺敷  | 0     | 3          | 0          | 0          | 1           | 0      | 1          | 0          | 0          | 1           |
| 相生  | 0     | 3          | 0          | 0          | 1           | 0      | 1          | 0          | 0          | 0           |
| 上那賀 | 1     | 8          | 0          | 0          | 3           | 0      | 3          | 0          | 0          | 2           |
| 木沢  | 0     | 3          | 0          | 0          | 1           | 0      | 1          | 0          | 0          | 0           |
| 木頭  | 0     | 3          | 0          | 0          | 2           | 0      | 1          | 0          | 0          | 2           |
| 合計  | 1     | 20         | 0          | 0          | 8           | 0      | 7          | 0          | 0          | 5           |

| 地区  | 冬 18 時 |            |            |            | 要救助者<br>(人) |
|-----|--------|------------|------------|------------|-------------|
|     | 死者(人)  | 負傷者<br>(人) |            |            |             |
|     |        |            | 重傷者<br>(人) | 重篤者<br>(人) |             |
| 鷺敷  | 0      | 2          | 0          | 0          | 1           |
| 相生  | 0      | 2          | 0          | 0          | 0           |
| 上那賀 | 1      | 5          | 0          | 0          | 2           |
| 木沢  | 0      | 2          | 0          | 0          | 1           |
| 木頭  | 0      | 2          | 0          | 0          | 2           |
| 合計  | 1      | 13         | 0          | 0          | 6           |

(10) 避難者予測結果合計（世帯）

| 県西部直下の地震 |       |             |              |             |              |             |              |
|----------|-------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| 地区       | 世帯数   | 1 日後        |              | 1 週間後       |              | 1 ヶ月後       |              |
|          |       | 避難所<br>(世帯) | 避難所外<br>(世帯) | 避難所<br>(世帯) | 避難所外<br>(世帯) | 避難所<br>(世帯) | 避難所外<br>(世帯) |
| 鷺敷       | 1,123 | 5           | 3            | 5           | 3            | 5           | 3            |
| 相生       | 1,054 | 6           | 3            | 6           | 3            | 6           | 3            |
| 上那賀      | 921   | 22          | 12           | 20          | 11           | 17          | 9            |
| 木沢       | 374   | 8           | 4            | 7           | 4            | 7           | 4            |
| 木頭       | 798   | 13          | 7            | 11          | 6            | 7           | 4            |
| 合計       | 4,270 | 54          | 29           | 49          | 27           | 42          | 23           |

(11) 避難者予測結果合計（人）

| 県西部直下の地震 |              |            |             |            |             |            |             |
|----------|--------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| 地区       | 5 時人口<br>(人) | 1 日後       |             | 1 週間後      |             | 1 ヶ月後      |             |
|          |              | 避難所<br>(人) | 避難所外<br>(人) | 避難所<br>(人) | 避難所外<br>(人) | 避難所<br>(人) | 避難所外<br>(人) |
| 鷺敷       | 3,352        | 16         | 8           | 16         | 8           | 16         | 8           |
| 相生       | 3,366        | 20         | 10          | 20         | 10          | 20         | 10          |
| 上那賀      | 2,370        | 57         | 31          | 51         | 28          | 44         | 24          |
| 木沢       | 952          | 19         | 10          | 18         | 10          | 18         | 10          |
| 木頭       | 1,843        | 30         | 16          | 25         | 13          | 17         | 9           |
| 合計       | 11,883       | 142        | 75          | 130        | 69          | 115        | 61          |

## 第2 南海トラフの巨大地震の被害想定（平成25年徳島県南海トラフ巨大地震被害想定より）

### 1 想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（Mw）9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に大きな被害をもたらすことが予想されるため、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

### 2 前提条件

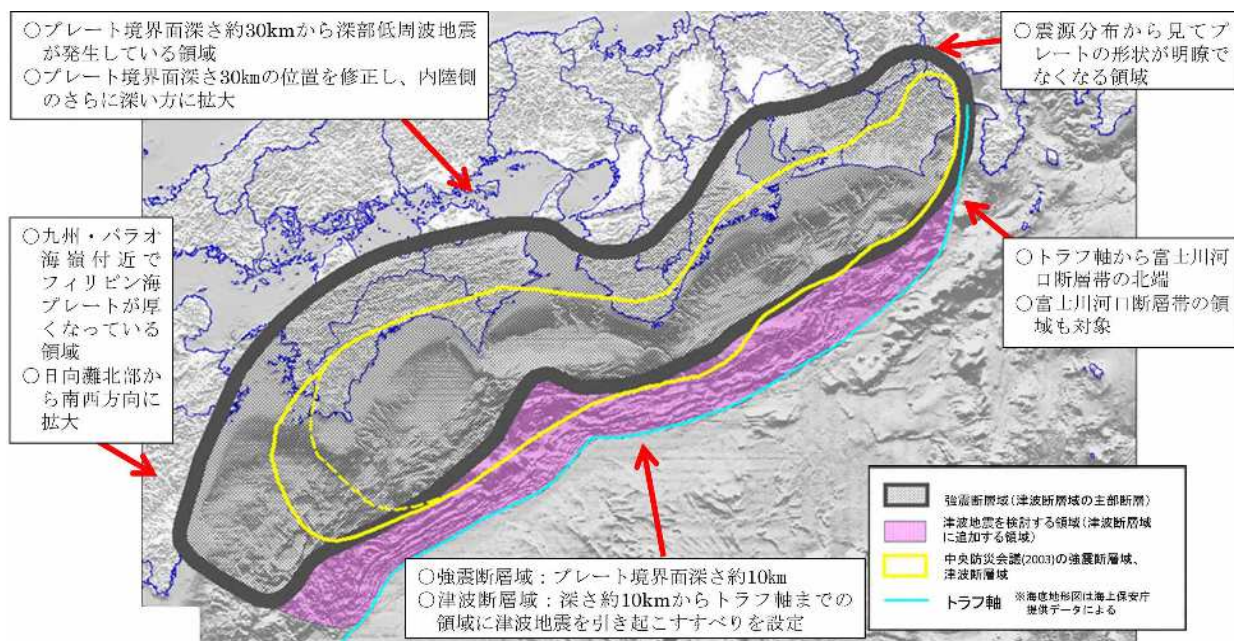
#### (1) 想定される季節、時間及び被害の特徴

| シーン設定      | 想定される被害の特徴                                                                                                                |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①冬<br>深夜   | ・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高くなる。<br>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定                                                         |
| ②夏<br>昼12時 | ・市街地等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。<br>・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。<br>*木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 |
| ③冬<br>夕18時 | ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。<br>・道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。                               |

#### (2) 地震動

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による4つの検討ケース（基本、陸側、東側、西側）のうち、県内で最も影響が大きい陸側ケースとする。

### 3 想定地震の震源域位置図

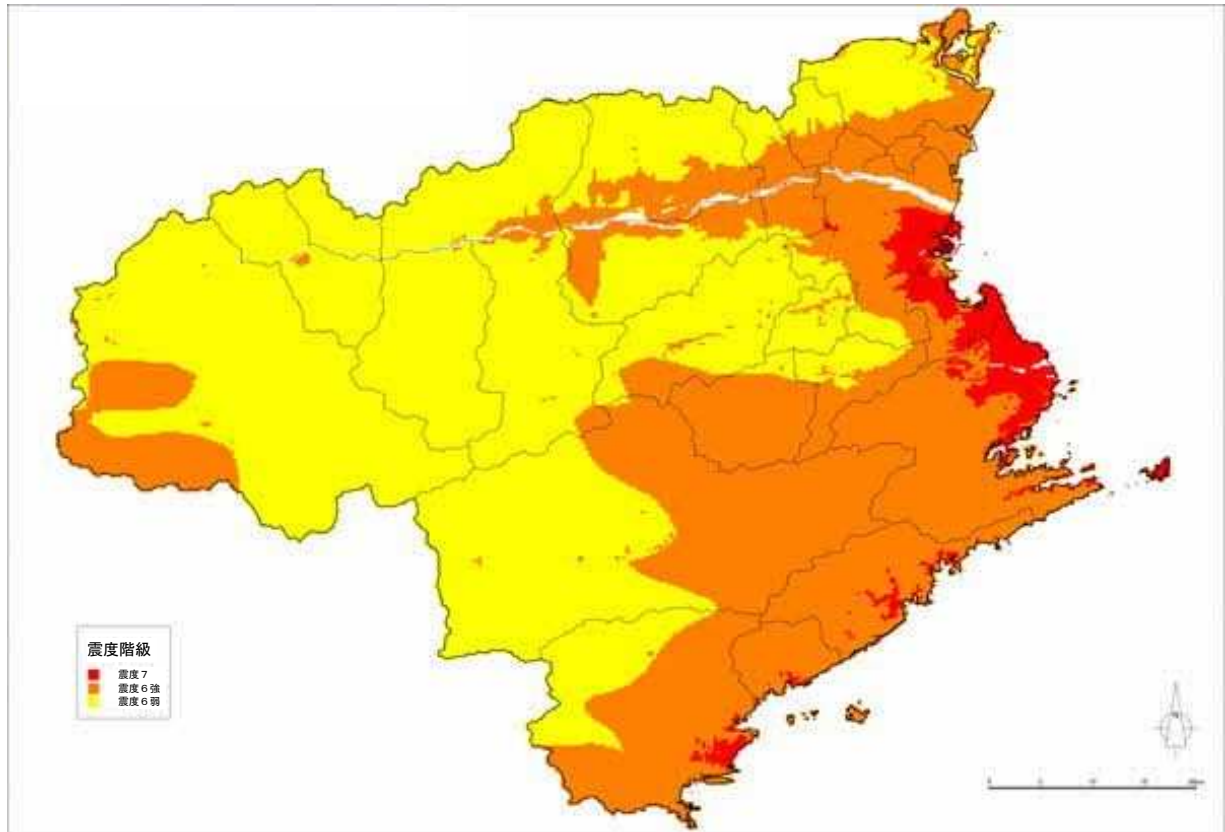


#### 4 被害想定結果（那賀町関係分）

##### (1) 震度分布

町の東部を中心に最大震度6強が想定され、そのほかすべての地域でも6弱以上が想定されている。

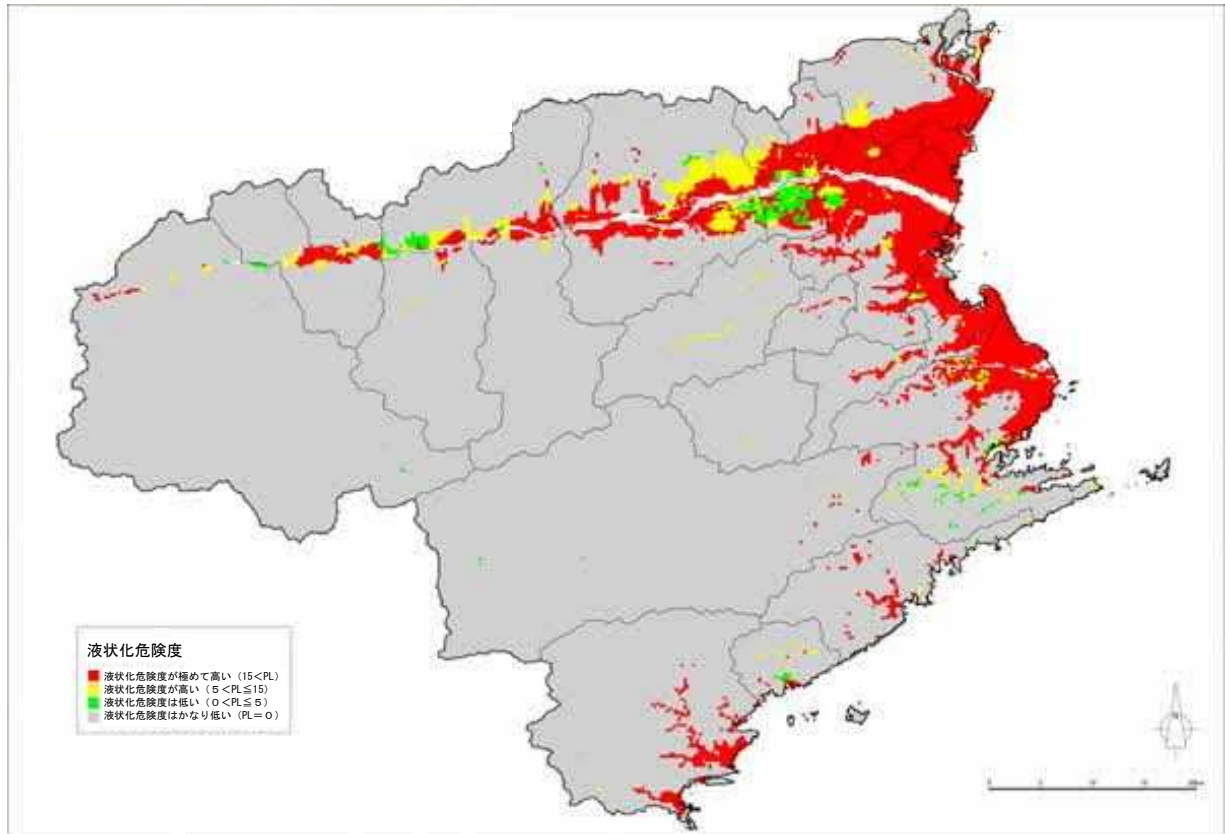
南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】



##### (2) 液状化危険度

町の全域で危険度はかなり低いと考えられる。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】



(3) 人的・建物被害

ア 建物被害

※は、若干数を表す。

| 要 因       | 全建物数<br>(棟) | 全壊数<br>(棟) | 半壊数<br>(棟)      | 全壊率<br>(%) | 半壊率<br>(%) |
|-----------|-------------|------------|-----------------|------------|------------|
| 揺れによる     | 5,078       | 870        | 1,400           | 17.13      | 27.57      |
| 液状化による    | 5,078       | ※          | 20<br>(大規模半壊含む) | ※          | 0.4        |
| 急傾斜地崩壊による | 5,078       | 20         | 30              | 0.4        | 0.6        |

イ 火災被害

| 項 目  | 全建物数<br>(棟) | 焼失数<br>(棟) |
|------|-------------|------------|
| 冬深夜  | 5,078       | ※          |
| 夏12時 | 5,078       | ※          |
| 冬18時 | 5,078       | ※          |

ウ 人的被害

(人)

| 要 因                                 | 人口    | 冬 深 夜 |             |            | 夏 12 時 |             |      | 冬 18 時 |             |      |
|-------------------------------------|-------|-------|-------------|------------|--------|-------------|------|--------|-------------|------|
|                                     |       | 死者数   | 負傷者数        | 重傷者数       | 死者数    | 負傷者数        | 重傷者数 | 死者数    | 負傷者数        | 重傷者数 |
| 揺れによる<br>( )内は家具の<br>転倒によるもの        | 9,318 | 60    | 390<br>(50) | 80<br>(10) | 30     | 250<br>(30) | 50   | 40     | 280<br>(30) | 60   |
| 急傾斜地崩壊に<br>よる                       | 9,318 | ※     | ※           | ※          | ※      | ※           | ※    | ※      | ※           | ※    |
| 火災による                               | 9,318 | ※     | ※           | ※          | ※      | ※           | ※    | ※      | ※           | ※    |
| ブロック塀・自<br>動販売機の転<br>倒、屋外落下物<br>による | 9,318 | 0     | 0           | 0          | ※      | ※           | ※    | ※      | 20          | ※    |

1) ※は、若干数を表す。

2) 市町村別の数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位又は百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

3) 重傷者は、負傷者の内数である。

(4) ライフライン被害

ア 上水道（断水率＝（管路・浄水場等被害による断水人口＋津波全壊による断水人口）／全給水人口）

| 給水人口<br>(人) | 復旧対象<br>給水人口<br>(人) | 直 後        |       | 1 日 後      |       | 1 週間後      |       | 1 箇月後      |      | 津波全壊<br>人口(人) |
|-------------|---------------------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|------|---------------|
|             |                     | 断水率<br>(%) | 断水人口  | 断水率<br>(%) | 断水人口  | 断水率<br>(%) | 断水人口  | 断水率<br>(%) | 断水人口 |               |
| 6,700       | 6,700               | 77         | 5,200 | 46         | 3,100 | 27         | 1,800 | 4          | 250  | 0             |

イ 電力（停電率＝（需給バランス等に起因した停電軒数＋津波全壊による停電軒数）／全電灯軒数）

| 代表震度 | 電灯軒数  | 復旧対象<br>電灯軒数 | 直 後    |       | 1 日 後  |       | 津波全壊相当<br>電 灯 軒 数 |
|------|-------|--------------|--------|-------|--------|-------|-------------------|
|      |       |              | 停電率(%) | 停電軒数  | 停電率(%) | 停電軒数  |                   |
| 6.16 | 6,900 | 6,900        | 100    | 6,900 | 60     | 4,100 | 0                 |

ウ 通信／固定電話（不通率＝（停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数＋津波全壊による不通回線数）／全回線数）

| 回線数   | 復旧対象<br>回 線 数 | 直 後    |       | 1 日 後  |       | 津波全壊担当<br>回 線 数 |
|-------|---------------|--------|-------|--------|-------|-----------------|
|       |               | 不通率(%) | 不通回線数 | 不通率(%) | 不通回線数 |                 |
| 4,700 | 4,700         | 100    | 4,700 | 72     | 3,400 | 0               |

(5) 生活支障等の結果

ア 避難者（冬18時）

| 人口    | 警報解除後当日 |          |        | 1 週間後   |          |        | 1 箇月後   |          |        |
|-------|---------|----------|--------|---------|----------|--------|---------|----------|--------|
|       | 避難所生活者数 | 避難所外生活者数 | 避難者数合計 | 避難所生活者数 | 避難所外生活者数 | 避難者数合計 | 避難所生活者数 | 避難所外生活者数 | 避難者数合計 |
| 9,318 | 1,200   | 800      | 2,000  | 1,200   | 1,200    | 2,500  | 670     | 1,600    | 2,200  |

イ 帰宅困難者

| 市町村名 | 帰宅困難者数  |
|------|---------|
| 那賀町  | 330～580 |

ウ 医療機能（冬18時）

| 入院需要 |       |        |    |
|------|-------|--------|----|
| 重傷者数 | 死者の1割 | 要転院患者数 | 合計 |
| 60   | ※     | 10     | 80 |

※は若干数を表す。

エ 災害廃棄物等（冬18時）

| 重量換算（万トン） |       |     | 体積換算（万m <sup>3</sup> ） |       |     |
|-----------|-------|-----|------------------------|-------|-----|
| 災害廃棄物     | 津波堆積物 | 計   | 災害廃棄物                  | 津波堆積物 | 計   |
| 5         | 0～0   | 5～5 | 9                      | 0～0   | 9～9 |

オ 住機能（冬18時）

| 全戸数   | 必要応急仮設住宅戸数 |
|-------|------------|
| 3,700 | 420        |

カ エレベータ閉じこめ

| エレベータ数 | 閉じこめ可能性のある台数 |         |    |    |
|--------|--------------|---------|----|----|
|        | 安全装置作動       | 揺れによる故障 | 停電 | 合計 |
| 20     | ※            | ※       | ※  | ※  |

キ 要配慮者（冬18時）

| 避難所生活者数<br>（1週間後） | 避難所生活者のうちの要配慮者数 |             |            |            |                    |      |     |     |
|-------------------|-----------------|-------------|------------|------------|--------------------|------|-----|-----|
|                   | 65歳以上<br>高齢単身者  | 5歳未満<br>乳幼児 | 身体障がい<br>者 | 知的障がい<br>者 | 要介護認定者<br>（要支援者除く） | 難病患者 | 妊産婦 | 外国人 |
| 1,200             | 90              | 30          | 100        | 10         | 80                 | ※    | ※   | ※   |

ク 孤立集落数 25

## 第6節 防災対策の推進方向

一般災害対策編 第1章第6節「防災対策の推進方向」を準用する。

なお、徳島県地域防災計画における5つの重点項目と39の分野別項目は下表のとおりである。

| 項 目                |                           |
|--------------------|---------------------------|
| Ⅰ 加速する地震津波対策       |                           |
| 1                  | 地震津波対策の計画的な推進             |
| Ⅱ 進化する「命を守る」対策     |                           |
| 1                  | 県民防災力の強化                  |
|                    | (1) 県民防災意識の啓発             |
|                    | (2) 学校における防災教育の推進         |
|                    | (3) 防災を担う人材の育成            |
|                    | (4) 自主防災組織の充実強化           |
|                    | (5) 災害ボランティア活動の促進         |
| 2                  | 緊急的な津波対策の推進               |
|                    | (1) 津波避難意識の向上             |
|                    | (2) 津波避難訓練等の充実・強化         |
|                    | (3) 津波避難困難地域の解消           |
|                    | (4) 津波情報等伝達体制の強化          |
|                    | (5) 海岸保全施設の整備強化           |
| 3                  | 行政の災害対応能力の強化              |
|                    | (1) 初動体制の確保等、災害対応能力の向上    |
|                    | (2) 防災拠点施設の機能強化の推進        |
|                    | (3) 防災訓練の充実強化             |
|                    | (4) 防災情報・通信体制の強化          |
|                    | (5) 広域的な連携強化              |
|                    | (6) 行政の業務継続体制の確保          |
| 4                  | 被災者の迅速な救助・救出対策            |
|                    | (1) 救助・救急医療体制の充実強化        |
|                    | (2) 孤立化対策の推進              |
|                    | (3) 緊急輸送体制の整備推進           |
| 5                  | 災害時要援護者対策の推進              |
| Ⅲ 広がる生活の質（ＱＯＬ）確保対策 |                           |
| 1                  | 災害医療体制の強化                 |
|                    | (1) 災害医療体制の構築             |
|                    | (2) 災害医療を担う人材育成の強化        |
|                    | (3) 災害対応力の強化              |
| 2                  | 生活の質（ＱＯＬ）を重視した被災者支援対策     |
|                    | (1) 避難所運営体制等の整備           |
|                    | (2) 生活必需品等救援物資の確保・輸送体制の確立 |

|                 |   |                             |
|-----------------|---|-----------------------------|
|                 |   | (3) ライフライン対策の推進             |
|                 |   | (4) 生活環境対策の促進               |
|                 |   | (5) 住宅確保・生活再建支援対策の推進        |
| IV 進展する強靱な社会づくり |   |                             |
|                 | 1 | 震災に強い産業対策・社会づくりの推進          |
|                 |   | (1) 企業における防災対策の推進           |
|                 |   | (2) 農林水産業における防災対策の推進        |
|                 |   | (3) 災害に強い「自立・分散型エネルギー社会」の構築 |
|                 |   | (4) 公共施設の長寿命化計画の推進          |
|                 | 2 | 地震に強いまちづくりの推進               |
|                 |   | (1) 木造住宅等の耐震化の促進            |
|                 |   | (2) 公共建築物等の耐震化の推進           |
|                 |   | (3) 大規模地震を想定した都市計画等の推進      |
|                 |   | (4) 公共土木施設等の地震対策の推進         |
|                 |   | (5) 土砂災害対策の推進               |
| V 立ちあがる復興まちづくり  |   |                             |
|                 |   | (1) 復興まちづくりの検討              |

## 第2章 災害予防

## 第1節 防災知識の普及・啓発

防災課 教育委員会 那賀町消防本部 消防団

大規模地震時には町・県・防災機関の活動が制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」ことを基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、要配慮者を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難場所での活動、あるいは町が行う防災活動（公助）への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取り組みが重要であり、自主防災組織の組織化の促進を図るとともに、町は自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して住民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図る。

なお、特に、南海トラフ地震については、過去の史実からも時間差により連続して発生することも懸念され、その危険性等について周知を図る必要がある。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、「徳島県復興指針」に基づき、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 第1 住民に対する防災知識の普及・啓発

過去の地震災害の貴重な教訓や各種調査結果を踏まえて、住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日等機会あるごとに、防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

#### 1 普及・啓発の内容

- (1) 地震及び津波に関する一般的知識
- (2) 南海トラフ地震に関する事項
  - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ・ 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識及び様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等
- (6) 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識

- (9) 住民が実施しうる応急手当、3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修
- (11) 地震保険の周知・啓発

## 2 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実態に応じて地域、職域での各種講座、集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- (1) 那賀町減災コミュニケーションシステムの利用
- (2) 広報紙・広報車の利用
- (3) 映画・ビデオ等による普及
- (4) パンフレットの利用
- (5) 防災マップの配付
- (6) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (7) C A T Vの活用
- (8) インターネットの利用

## 第2 学校における防災教育

様々な危険から児童生徒等の安全を確保するため、防災教育の充実を図る。

- (1) 地震発生時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- (2) 地震・津波発生の原因や、地震・津波発生時の関係機関の役割、応急手当等、地震・津波に関する正しい知識を習得させるようにする。
- (3) 地震発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

## 第3 職員に対する防災教育

災害時における職員の適正な防災対応能力を養い、県、町及び防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の徹底を図る。

また、県及び町は関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

### 1 教育の内容

- (1) 南海トラフ地震に関する事項
  - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震及び津波に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
  - ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

- ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識、緊急地震速報利用の心得など
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

## 2 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動の手引等印刷物の配付
- (3) 見学、現地調査等の実施
- (4) 職員図上訓練の実施

## 第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、診療所、社会福祉施設、旅館等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

特に災害発生時における出火防止、初期消火、避難誘導等に対処できる自主防災体制の強化を促進する。

## 第5 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

## 第2節 防災訓練

各課共通

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは過去の大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。本町においても、南海トラフ地震に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、そのなかでも防災訓練は被害の軽減を図る上で重要な位置づけとなる。

このようなことから、町は、町災害対策本部運営機能の向上、関係機関や自主防災組織との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施する。

また、住民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得する。

なお、町、防災機関は、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講ずる。

### 第1 総合防災訓練

(1) 町は、防災機関との連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を目的に各種調査の被害想定を考慮して、自衛隊等関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て総合防災訓練を実施する。その訓練は、各種災害に対応するのはもとより、南海トラフ地震を想定した避難訓練等も考慮して実施する。

(2) 訓練種目

- ア 動員及び災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ 各種火災消火
- カ 道路復旧、障害物除去
- キ 緊急物資輸送
- ク 地震津波情報等災害情報の収集伝達
- ケ 流出油等防除
- コ ライフライン復旧
- サ 緊急地震速報対応訓練
- シ その他、震災時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

### 第2 図上訓練

初動体制の確立を目指して、町災害対策本部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力等の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講ずるために図上訓練を実施する。

同様に、町災害対策本部と各防災機関の災害対策本部等も協調して図上訓練を実施する。

また、地震、風水害等が複合的に発生した場合を想定した図上訓練を実施する。

### 第3 要配慮者の参加する訓練

震災の発生時に避難等の不自由な災害弱者の安全を図るため、住民は地域内の要配慮者の把握を行い

避難の際の計画を作成するとともに、計画の内容に沿った訓練を要配慮者とともに行う。

また、災害時には実際に資機材を扱えること等が重要であるため、次のような実践的訓練を行うように努める。

- (1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練
- (2) 倒壊家屋等からの救出訓練
- (3) 負傷者の手当て及び救命訓練
- (4) 要配慮者の参加する避難訓練
- (5) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
- (6) 炊出し訓練

#### 第4 職員参集訓練

町及び防災機関は、応急対策を実施するために必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員の非常参集訓練を実施する。

#### 第5 災害情報連絡訓練

震災時において、県、町等防災機関相互間並びに住民に対する災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

#### 第6 消防訓練

町は、震災時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防ぎょ技術、救助等の訓練を実施する。

#### 第7 避難、救助救護訓練

町は、災害時の避難の円滑な遂行を図るため、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。

また、医療関係機関等と連携し、トリアージ\*等の応急救護訓練を実施する。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練等を随時実施するよう指導する。

\*多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決めること。

#### 第8 緊急地震速報対応訓練

町は、緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

## 第3節 建築物等の耐震化

防災課 建設課 那賀町消防本部

徳島県は、南海トラフ巨大地震と中央構造線・活断層地震の2つの大規模地震のリスクに対峙しており、地震対策を積極的に進めるため、南海トラフ巨大地震について平成25年に、中央構造線・活断層地震については平成29年に被害想定を公表し、人的被害、建物被害及びライフライン被害など被害の様相や、建物の耐震化を踏まえた被害軽減を示した。

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、建築物の耐震性の確保は、重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井の落下防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言などを行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図る。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る。

### 第1 建築物等の耐震化

#### 1 防災上重要な建築物の耐震対策

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達及び避難・救護活動の本拠となる建築物が要求される。

町では、役場本庁舎を災害対策本部設置場所に、また学校その他公共施設等を避難所に設定しており、こうした建物についても重要度を考慮し耐震性の確保に努める。過去において非構造部材の調査を行い、耐震化が終わった施設でも補強の必要な個所があり、早急な対応が必要である。

また、民間建築物でも、不特定多数の人が集合する建築物又は事業所等において耐震性を確保できるよう広報に努める。

#### 2 特定建築物の耐震対策

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物（学校、病院、社会福祉施設、劇場、百貨店、ホテル・旅館、共同住宅、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物）の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言などを行う。

#### 3 一般建築物等の耐震対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図り、また耐震相談所を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に建築年度の古い木造住宅の耐震性の向上については、重要な課題であり、町や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援する。

#### 4 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、広く住民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して住民の文化向上に資する必要がある。このため、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行う。

#### 5 工作物の耐震対策

煙突・広告塔・高架水槽・鉄塔等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、これらの工作物の耐震性について広く町民の認識を深めるとともに、耐震診断・改修の実施を促進する。

#### 6 建築物の窓ガラス・外装タイル等の耐震対策

道路に面する3階以上の建築物の窓ガラス・外装タイル等の落下防止については、所有者等の認識を深め、指導・助言を行う。

特に、通学路及び避難場所周辺については、町においても点検を行い、改修を必要とする建築物の所有者等に対して、指導・助言を行う。

#### 7 ブロック塀の耐震化対策

道路沿いのブロック塀の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう強力に指導する。特に、通学路沿い及び避難場所周辺については町においても点検を行い、ブロック塀の所有者に対し、定期的な点検・補強を指導する。

#### 8 家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている食器棚・書棚等の地震時における転倒、移動による被害を防止するため、適正な防止方法等について広報紙、パンフレット等により住民への啓蒙、普及を図る。

#### 9 町民に対する耐震対策の普及・啓発

防災パンフレットなどを配布し、耐震化を住民ぐるみで進めるよう努める。

#### 10 公営住宅等の耐震対策等

新耐震基準（昭和56年に行われた建築基準法の耐震設計方法の改定）以前に建設された町営住宅等老朽化した公営住宅等については、耐震診断の実施や、必要により耐震改修及び建替えを推進し、耐震性の確保を図る。

また、町営住宅において、消防用設備等の配備状況を平素から把握しておくとともに、引き続き適正な管理を行う。

## 第2 町が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等については、次の措置を講じておく。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ウ 出火防止措置
- エ 消防用設備の点検、整備
- オ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- カ 緊急地震速報受信設備
- ※ 利用形態等を考慮して施設によっては、水、食料等の備蓄についても必要な措置を講じておく。

#### (2) 個別事項

- ア 病院、診療所にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための措置
  - イ 学校等にあつては、保護を必要とする児童生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
  - ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための措置
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。
  - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

### 3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

## 第3 道路施設等の対策

本町の道路施設は、地震の際、山崩れ、地すべり等による道路破損の被害が予想される。

危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

### 1 道路の整備

町長は、地震発生時における道路機能を確保するため、町道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。また、国道及び県道については、県に実施推進を要請する。

## 2 橋梁の整備

町長は、地震発生時における橋梁の確保のために、管理橋梁について、建設省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋梁耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図る。

また、今後、新設する橋梁については、兵庫県南部地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

## 第4 初期消火体制の確立

- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、バケツ、消火器等を整備し、地域住民と連携した初期消火体制の確立を図る。
- (2) 交通障害等により消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬式小型動力ポンプの整備を図る。
- (3) 危険地域、公共施設周辺等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽について耐震性貯水槽に改良し、地震発生時の水利の確保を図る。
- (4) 貯水槽の適正配置を図るとともに、河川、池等の自然水はもちろん、井戸等も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。
- (5) 地区ごとに地域特性に応じた資機材の整備を図る。

## 第4節 緊急輸送体制の整備

一般災害対策編 第2章第8節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

## 第5節 土砂災害等予防対策

防災課 建設課 農業振興課 林業振興課 消防団

町は、地震の発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

### 第1 崩壊危険地の災害防止

#### 1 地すべり予防対策

本町の地すべり防止区域及び地すべり危険箇所は資料編のとおりである。県では、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、抑制工として地表・地下水の排除工、くい打擁壁工等を実施するとともに、地すべりを誘発助長するような行為を制限する目的で、積極的に防止区域の指定を行っている。

地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難場所の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、地すべり防止区域内における地すべりを誘発助長する行為の制限、土砂災害警戒区域等（地すべり）の公表周知、雨量観測機器による降雨状況の活用を推進する。

町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土砂災害警戒区域等のパトロール等を実施する。

#### 【参考】地すべりの前兆

- (1) 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
- (2) 凹地ができたり、湿地が生じる。
- (3) 斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
- (4) 石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
- (5) 舗装道路やたたき（三和土）等にひびが入る。
- (6) 樹林、電柱、墓石等が傾く。
- (7) 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。

集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

#### 2 急傾斜地崩壊予防対策

本町の急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所は資料編のとおりである。県ではこれらの地区については有害行為を規制するとともに、計画的に擁壁工、防護柵工等の対策工事を実施している。

がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止、避難路の確保を重点的に実施する。

また、急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れを誘発助長する行為の制限、土砂災害危険箇所図及び標識による急傾斜地崩壊危険箇所の公表周知、雨量観測機器による降雨状況の活用を推進する。

さらに町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施する。

【参考】危険度の高いがけ

- (1) クラックのあるがけ
- (2) 表土の厚いがけ
- (3) オーバーハングしているがけ
- (4) 浮石の多いがけ
- (5) 割目の多い基岩からなるがけ
- (6) 湧水のあるがけ
- (7) 表流水が集中するがけ
- (8) 傾斜角が30° 以上、高さ5 m以上のがけ

集中豪雨、台風、地震時は特に注意する必要がある。

### 3 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。本町は、山地が9割を占め、脆弱な地質、台風の常襲などの厳しい自然条件下にあり、土石流災害の危険性が高い。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者利用施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

このため町は、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険渓流のパトロール等を実施する。

### 4 山地に起因する災害危険地（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

町は県及び地域住民と連携し、山地災害危険地のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

町と県は、山地災害危険地に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に山地災害危険地区内にある要配慮者利用施設の保全を重点的に実施する。また、関連した避難路・迂回路となる道路の保護についても配慮する。

### 5 土砂災害警戒区域等における予防対策

町は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定める。また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者利用施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

なお、町長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

## 第2 液状化対策

町及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。また、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、

液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施する。

また、大規模開発にあたっては十分な連絡・調整を図る。

さらに、県及び町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図る。

### 第3 農業用ため池対策

#### (1) 安全管理

農業用ため池は、土堤構造で築造年代も古く経過年数も長いため老朽化が進行しており、大規模な地震や大雨等には決壊・流出する危険性が考えられることから、町は、当該ため池を管理している水利組合等に対し、管理点検の強化を指導するなど安全確保に努める。

#### (2) ハザードマップ等の作成及び耐震化・統廃合の推進

町は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップ等の作成・周知・緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

#### (3) 緊急点検ため池の選定

震度4以上の地震が発生した場合は、堤高15m以上の防災重点ため池の点検を行い、震度5弱以上の場合は全ての防災重点ため池を点検する。

#### (4) 緊急点検体制

地震発生後の緊急点検は管理者が行い、町は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、システムに登録されていない点検ため池等これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。異常が発見された場合は、人命優先・二次災害防止を優先し応急対策を実施するとともに関係機関と連携し被害の拡大を防止する。

## 第6節 水道施設の整備

環境課 建設課

### 第1 水道施設の耐震化

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、次により水道施設の整備を図る。

- (1) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。
  - ア 浄水場、配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
  - イ 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
  - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (2) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (3) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結することについて検討する。

### 第2 二次災害の防止

町は、水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずる。

- (1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管に緊急遮断弁の設置
- (2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- (3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用
- (4) 塩素設備の配管類の強化、ボンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

### 第3 応急復旧対策

町は、水道施設の被害によって断水が生じて、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講ずる。

- (1) 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- (2) 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- (3) 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- (4) 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

## 第7節 危険物等の災害予防対策

一般災害対策編 第2章第15節「危険物等の災害予防対策」を準用する。

## 第8節 火災予防対策

防災課 消防団 那賀町消防本部

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれ強い。

このため町は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、町の保有する消防力の整備強化に努める。

### 第1 出火防止、初期消火体制の確立

住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって地震火災の未然防止を図る。

#### 1 火災予防の徹底

町は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防広報を講演会、講習会、座談会等により啓発を行うとともに、ポスター・パンフレット等印刷物の配布、その他火災予防週間中における車両等を用いた火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応状況が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資器材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

##### (1) 一般家庭に対する指導

管内の住民が参加できるよう全区域に対して「防災指導」を開催し、火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、火災予防週間等には重点的に各家庭の巡回指導を実施し、那賀町火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、感電ブレーカーなど住宅用防災機器等の普及及び住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、心身障がい者等の居る家庭については家庭訪問を行い、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

##### (2) 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、防火管理者講習会、防災指導等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚に努める。

ア 災害発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導体制の確立

エ 終業後における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

#### 2 地域ぐるみの防火防災訓練

町は、震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努める。

##### (1) 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

### 3 予防査察の強化

町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的に実施し、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図る。

### 4 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため町は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導の徹底を行い、当該対象物における防火体制の推進を図る。

## 第2 消防力の整備強化

町は、大震火災の特性に対処しうる消防力を確保するため、次により消防力の整備強化に努める。

### 1 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定する。

#### (1) 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

#### (2) 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

#### (3) 消防活動困難地域の火災防ぎょ計画

木造建築物の密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

#### (4) 特殊建築物の防ぎょ計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

#### (5) 危険物の防ぎょ計画

爆発、引火、発火その他火災の防ぎょ活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所に対する要領について定める。

#### (6) ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

### 2 消防活動体制の整備強化

火災発生時の初動体制を確立するため、消防署・消防出張所等の分散配置、消防機械装備の近代化、人員の増強等に努めるとともに、広域消防体制の整備を図る。

また、消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において、重要な役割を果たしており、団員の高齢化等の問題に対して、地域

の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合の職員の入団促進、施設・設備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図る。

## 第9節 自主防災組織の育成

一般災害対策編 第2章第9節「自主防災組織の育成」を準用する。

## 第10節 ボランティア受入体制の整備

一般災害対策編 第2章第10節「ボランティア受入体制の整備」を準用する。

## 第11節 企業防災の促進

一般災害対策編 第2章第17節「企業防災の促進」を準用する。

## 第12節 避難対策の充実

各課共通

徳島県が実施した各種調査の被害想定の効果的な軽減には、南海トラフ・直下型地震はもとより一般災害に対しても地域ごとの詳細な避難計画の策定と、この避難計画に基づく避難訓練の実施及び検証が不可欠である。

このため、町長は、震災時における火災、土砂災害等から住民の生命、身体の安全を確保するためあらかじめ避難場所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図る。

なお、町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることでできる体制の整備を図る。

### 第1 避難場所の確保

#### 1 広域避難場所の選定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることが考えられ、密集地では炎上火災のおそれがあることから、町長は住民等を安全に避難させるため必要に応じ、次の基準により広域避難場所を選定しておく。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は、各種調査結果や各地区の状況等を勘案し、総合的に判断する。

- (1) 火災の延焼によって生じる輻射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有した公園、緑地、広場その他の公共空地であること。
- (2) 木造密集市街地から300メートル以上離れていること。
- (3) がけ崩れ、浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- (4) 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (5) 避難者一人あたりの必要面積はおおむね2平方メートル以上とし、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。
- (6) 地区分けをする場合においては、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

#### 2 広域避難場所の整備

町長は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備に努める。その主な内容は次のとおりとする。

- (1) 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。
- (2) 広域避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器材（ポンプ、浄水器等）の整備並びに水源の確保を図る。
- (3) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

### 第2 避難路の確保

町長は、住民等が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路をおおむね次の基準により選定し、

確保しておく。

- (1) なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。

### 第3 避難に関する広報

町は、住民が的確な避難行動をとることができるよう平常時からあらゆる機会をとらえ避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板の設置を図り、住民に対する周知徹底を図る。

#### 1 避難場所等の広報

避難場所について次の事項を地域住民に対し周知徹底する。

- (1) 避難場所の名称
- (2) 避難場所の所在位置
- (3) 避難場所への経路
- (4) その他必要な事項

#### 2 避難のための知識の普及

町は、次の事項について住民への普及徹底に努める。

- (1) 平常時における避難の心得
- (2) 避難時における知識
- (3) 避難収容後の心得

### 第4 町の避難計画

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において避難者が安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

#### 1 避難計画

避難計画は、次の事項に留意して作成する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地等
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法
- (4) 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
  - ア 給水
  - イ 給食
  - ウ 負傷者に対する応急救護
  - エ 生活必需品の支給
  - オ その他必要な措置
- (5) 避難場所における秩序維持
- (6) 災害広報

#### 2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施するこ

とにより避難の万全を期す。

- (1) 学校においては、児童や生徒を集団的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- (2) 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 第5 避難訓練の実施

町は、避難活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校・病院・社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・収容者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導する。

## 第6 住民による確認事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また地震の規模により様々である。したがって、住民は、あらかじめ次のことを確認しておく。

- (1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておく。
- (2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶ。
- (4) 要配慮者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

## 第7 その他事前計画の検討

各指定避難所に、要配慮者を優先すべきスペースを想定することや各学校等においては迅速な授業体制の復旧のため児童・生徒が専用で使用し一般の避難者を立入禁止するスペースをあらかじめ定める等、避難所開設時に必要な対策を検討する。

## 第8 避難所運営マニュアルの整備

町、自主防災組織、施設管理者の協議により、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図る。

《避難所運営マニュアルの内容》

- (1) 避難所開設・管理責任者
- (2) 避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項
- (3) 避難所生活の基本的ルール
  - ア 居住区画の設定・配分
  - イ 共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）
  - ウ プライバシーの保護等
- (4) 避難状況の確認方法

## 第13節 避難行動要支援者への対策の充実

一般災害対策編 第2章第11節「避難行動要支援者への対策の充実」を準用する。

## 第14節 帰宅困難者等対策

防災課

地震発災時には、多数の旅行者や、遠距離通勤者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。町は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努める。

### 第1 住民への普及啓発

町は、住民に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション※」等について普及啓発に努める。

#### ※「災害時帰宅支援ステーション」

地震などの大規模災害が発生した場合、通勤や通学、買い物、行楽などで外出している人は、交通機関の途絶により自宅に帰るのが困難になります。このような方々を帰宅困難者といいます。

関西広域連合では、2府6県4政令市（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）を代表して、コンビニエンスストア、外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しています。

この協定に基づいて、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報などの情報」の提供をしていただける店舗を『災害時帰宅支援ステーション』といいます。

●支援サービス可能な店舗では、店舗入口付近にステッカーを掲出しています。



### 第2 企業等への普及啓発

町は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内に留めおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及啓発に努める。

### 第3 安否確認手段の支援

県及び町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、web171、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努める。

## 第15節 広域応援・受援体制の整備

一般災害対策編 第2章第12節「広域応援・受援体制の整備」を準用する。

## 第16節 防災施設等整備

一般災害対策編 第2章第13節「防災施設等整備」を準用する。

## 第17節 自治体業務継続計画（BCP）

各課共通

南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合には、町自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのようななかで、町は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、住民生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、町は、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模地震時における業務継続の体制を図る。

### 第1 町における業務継続の体制整備

町は、次の基本方針に基づいて業務継続を図るものとし、そのための業務継続計画（BCP）を策定し、自らの業務継続のための体制整備を進める。

- (1) 大規模災害から住民の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- (2) 住民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
- (3) 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

## 第18節 孤立集落対策の強化

一般災害対策編 第2章第14節「孤立集落対策の強化」を準用する。

## 第 3 章 災害応急対策

# 災害応急対策の流れ

## 第１ 方 針

各防災関係機関は災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動する。

## 第２ 内 容

災害発生時・発生のおそれのある各段階において、優先的に実行又は着手すべき主な業務を次のとおり時系列的に示す。ただし、その災害の進捗状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意する。

### １ 地震発生から１時間以内〔人命優先に活動しつつ、情報収集〕

- 防災関係機関職員の緊急参集
- 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- 被災状況より自衛隊等の派遣要請、関西広域連合等広域応援要請
- 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

### ２ 地震発生から24時間以内〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

- 被害情報の収集・報告
- 国、自衛隊、他府県等応援要員の受援体制の確立
- 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の派遣
- 緊急物資輸送用車両の確保
- 緊急輸送道路の啓開
- 交通規制の実施
- 被害状況の把握
- 被災地への救護所の設置
- ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- 帰宅困難者対策
- 災害救助法の適用
- 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- 避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）
- 避難所への避難者の概数及び食料等必要量の把握
- 各種施設の被災状況の把握
- 避難所等への仮設トイレの設置
- 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- 遺体の一時安置場所の確保
- 避難所外避難者の状況の把握
- 被災建築物応急危険度判定
- 報道機関との伝達体制

### 3 地震発生から72時間以内〔被災者支援を本格化〕

- ボランティアセンターの設置
- ボランティアの受入
- 義援金の受付
- 義援金の受入
- 救援物資の受入、仕分け、配分
- 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理

### 4 地震発生から1週間以内〔応急的な復旧を開始〕

- 公営住宅等の提供
- 被災住宅の応急修理
- 被災者の心のケア
- 遺体の検視、身元確認、火葬
- 災害廃棄物の処理

### 5 地震発生から1ヶ月以内〔応急的な復旧を本格化〕

- 応急仮設住宅の建設
- 学校教育の再開
- 義援金の配分
- 被害者生活再建支援法の適用

## 第1節 活動体制

各課共通

町は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を整備する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編 第3章第1節「活動体制」の定めによる。

### 【活動のポイント】

- 1 災害情報の正確な把握と関係機関への迅速な連絡
  - 2 災害時における各課職員の担当事務の周知
  - 3 災害対策本部の設置場所 (通常) 町役場本庁舎 ⇒ (非常) 相生分庁舎
  - 4 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立
  - 5 本部長の職務代理者の順位  
町長 ⇒ ①副町長(本庁勤務) ⇒ ②副町長(分庁勤務) ⇒ ③教育長 ⇒ ④総務課長
- ※ 第4順位まで不在の場合は、本庁の課長職にある者が務めるものとし、その順位は参集した者のうち年齢が高い者を優先する。
- 6 時間内・時間外における迅速な動員伝達体制の確立

## 第1 町の活動体制

町長は、町の地域に地震災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、その責務を遂行するため必要があるときは町災害対策本部を設置し、職員を配備動員して対処するものとし、次により活動体制を整備しておく。

- (1) 町災害対策本部の組織及び運営については、町の災害対策本部条例等の定めるところによるほか、地震災害の特性を考慮して町地域防災計画等の整備を図る。
- (2) 勤務時間外に大規模な地震が発生し、交通機関の途絶等によって災害対策本部の正常な運営が直ちにできない場合が考えられることから、地震発生初期の必要な措置についてあらかじめ定めておき、初動体制の確立を図る。

## 第2 災害対策本部

### 1 本部設置の基準

災害対策本部は、次の基準に達したときに設置する。

#### (1) 自動設置

町内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

#### (2) 判断設置

ア 広範囲にわたり、地震被害が発生、又は発生が予想され、町長が必要と認めたとき。

イ 大規模災害が発生し、又は広範囲にわたり被害が発生したときで、町長が必要と認めたとき。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

### 2 廃止の基準

本部長は、災害の危険がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を

廃止する。

### 3 本部の設置及び廃止の報告

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県その他必要な防災関係機関へ報告する。

### 4 本部の設置場所

本部は、那賀町役場本庁舎に設置する。ただし、大規模地震により、那賀町役場本庁舎が使用不能となった場合は、直ちに相生分庁舎に設置し、職員及び関係機関に連絡する。

### 5 災害対策本部の運用及び組織等

災害対策本部の運用、組織編成及び分掌事務は、一般災害対策編第3章第1節「活動体制計画」の定めによることとするが、大規模地震発生時には参集職員を十分に確保できない事態も想定されるため、「職員初動マニュアル」に定める班編制により災害対策本部を運営し応急対応を実施する。

### 6 災害対策本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が地震発生時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定めておく。

第1順位 副町長（本庁勤務）

第2順位 副町長（分庁勤務）

第3順位 教育長

第4順位 総務課長

第4順位まで不在の場合は、本庁の課長職にある者が務めるものとし、その順位は年齢が高い者を優先する。

## 第3 職員の配備体制

職員の配備体制及び動員体制は、次によるものとする

| 区 分                                  |                  |                  | 配 備 時 期                                           | 配 備 内 容                                                                  |
|--------------------------------------|------------------|------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 災<br>害<br>警<br>戒<br>配<br>備<br>体<br>制 | 警<br>戒<br>配<br>備 | 1<br>号<br>配<br>備 | 1 町内で震度4の地震が観測されたとき<br>2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令されたとき | 関係各課所の所要要員で、<br><br>1 被害情報の収集<br>2 巡視及び警戒<br>3 県等への連絡<br><br>を実施できる体制とする |

|          |        |      |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                         |
|----------|--------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 特別警戒配備 | 2号配備 | 1 町内で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき<br>2 地震被害が発生、又は発生が予想され、町長が必要と認めたとき<br>3 町長が、特別警戒と認めたとき<br>4 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき<br>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき | 《警戒本部設置》<br>全課所の所要要員で、<br>1 被害情報の収集<br>2 警戒及び現地確認<br>3 住民への周知<br>4 県及び関係機関への連絡<br>5 応急対策<br><br>を実施し、状況により災害対策本部に移行できる体制とする             |
| 災害対策本部体制 | 非常配備   | 3号配備 | 1 町内で震度6弱の地震が観測されたとき<br>2 広範囲にわたり地震被害が発生、又は発生が予想され、町長が必要と認めたとき                                                                                  | 《災害対策本部設置》<br>災害対策本部を構成する各課所の応急対策に必要な人員で、<br>1 地域内状況の情報収集等<br>2 避難誘導<br>3 関係機関等への連絡<br>4 住民への広報<br>5 応急対応<br>6 応援要請<br><br>を実施できる体制とする。 |
|          |        | 4号配備 | 1 大規模災害が発生し、又は広範囲にわたり被害が発生したときで、町長が必要と認めたとき                                                                                                     | 《災害対策本部設置》<br>組織の全力を挙げて、全職員が応急対策を実施する。                                                                                                  |

## 第4 動員体制

### 1 動員計画

- (1) 配備指令は、本部長が行う。
- (2) 各課長は、配備指令に直ちに应じられるよう、各部の職員についてあらかじめ配備区分に応じた出動職員を定め、各職員に徹底しておく。
- (3) 各課長は、各部の職員の動員を円滑に行うため、動員順位あるいは連絡方法等についてを定めておく。
- (4) 職員は、上司の指揮に従い、防災計画の定めるところにより防災活動に従事しなければならない。

### 2 職員の招集

職員の招集方法については、電話、メール、緊急メールシステム、防災アプリ、Logoチャット等迅速な方法により行う。

なお、配備指令が伝達される前にそれぞれの参集基準に該当する災害情報を覚知した職員は、速やかに自主参集する。

### 3 職員の緊急参集

- (1) 勤務時間外に町内に震度4以上の地震が発生した場合あらかじめ指定された職員は、テレビ、ラジオ等の視聴等により状況把握に努め、直ちに勤務場所に参加し、所定の行動をとる。
- (2) 勤務時間外に町内に震度6弱以上の大規模地震が発生した場合全職員は、動員の命令を待たず、職員は自主的に参集する。
- (3) 職員本人や家族の負傷など、別に定める自宅待機要件に該当する場合は、所属長に報告のうえ原則として自宅待機とする。

|             |                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 参集準備      | 職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。                                                              |
| 2 人命救助      | 職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後あらかじめ指定された場所に参加する。                                              |
| 3 参集        | (1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、あらかじめ指定された場所に参加する。<br>(2) 参集途中で身の危険を感じた場合は、所属長に報告のうえ無理をせず安全な場所で待機する。 |
| 4 被害状況の収集   | 職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。                                    |
| 5 被害状況の報告   | (1) 職員は収集した情報を各課長に報告する。<br>(2) 各課長（又は欠席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。                               |
| 6 緊急対策班の編成  | 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務*にあたる。                                                         |
| 7 緊急初動体制の解除 | 各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。                                        |

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- ア 被害状況調査
- イ 地震等情報調査
- ウ 関係機関等への情報伝達
- エ 災害対策本部の設置
- オ 防災用資機材の調達・手配
- カ 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達
- キ 支援物資調達準備計画の策定
- ク 安全な避難場所への誘導
- ケ 避難所の開設
- コ 広域応援要請の検討

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

各課共通

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」）を発表した場合における対応について定める。

### 第1 内容

#### 1 基本方針

- (1) 町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがある地域として、県内全域が南海トラフ特措法の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。
- (2) 平成29年11月1日より、南海トラフ地震発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁から臨時情報が発表されることとなっており、本町においては、突発的に発生する地震への防災・災害対策を基本としつつ、臨時情報が発表された際には当該情報を有効活用することにより、南海トラフ地震発生時における被害軽減に繋げていくことが重要である。
- (3) このことから、県、町並びに関係機関等は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえた防災対応を検討し、南海トラフ特措法に基づく推進計画（地域防災計画）や対策計画、またはその他の計画に定めるものとする。

#### 2 臨時情報（調査中）発表時の措置

臨時情報（調査中）が発表された場合、町は、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおりとする。

##### (1) 職員の配備体制

職員の動員計画は第1節活動体制「第3 職員の配備体制」による。

##### (2) 情報伝達経路・方法

一般災害編 第3章災害応急対策編 第3節情報通信 第1災害通信連絡 1 気象、地象、水象に関する警報、注意報及び情報の伝達 (1)「気象に関する警報、注意報、情報の伝達系統」に準ずる。

#### 3 臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の措置

##### (1) 臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の措置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関する情報（以下「臨時情報（巨大地震警戒）等」）が発表された場合、町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

###### ア 職員の配備体制

職員の動員計画は第1節活動体制「第3 職員の配備体制」による。

###### イ 情報伝達経路・方法

一般災害編 第3章災害応急対策編 第3節情報通信 第1災害通信連絡 1 気象、地象、水象に関する警報、注意報及び情報の伝達 (1)「気象に関する警報、注意報、情報の伝達系統」に準ずる。

(2) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県及び町は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について一般災害編 第3章災害応急対策編 第5節災害広報 第1情報の収集に準じて広報する。なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要するものに対して十分配慮するものとする。

(3) 地域住民からの問い合わせ

県及び町並びに関係機関等は、地域住民からの問い合わせ等に対する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について、定めておくものとする。

(4) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

県及び町並びに関係機関等は、災害応急対策、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

(5) 地域住民からの問い合わせ

県及び町並びに関係機関等は、地域住民からの問い合わせ等に対する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について、定めておくものとする。

(6) 災害応急対策をとるべき期間

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(7) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動

(ア) 事前避難対象地域

本町該当なし

(イ) 避難計画

町長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」）は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表されたときは、地域住民や施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう避難の計画を定める。

I 基本方針

- (a) 住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び町は必要な情報提供を行うこと等により、その検討を促すものとする。
- (b) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していくものとする。
- (c) 県及び町は建物の耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等、事前避難が望ましい者に対して事前避難の呼びかけを行い、不安のある住民に対して避難を促すことを基本とする。
- (d) その他の地域においても、南海トラフ地震が発生した場合には県内全域で非常に強い揺れが発生することを踏まえ、町においては土砂災害の発生やため池の決壊

- 壊等により、身体や生命に著しい被害を及ぼす可能性のある地域などについても、地域の実情を勘案して事前避難等の呼びかけの実施を検討するものとする。
- (e) 町においては、施策・事業の推進状況や住民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを適宜行うものとする。

## II 日頃からの地震への備えの再確認

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、県及び町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

## III 避難のための勧告等

### (a) 避難指示等の基準

町長は臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、町全域に高齢者等避難（警戒レベル3）の避難情報を発令し、避難を促す。また耐震性が不足する住居に居住している者や自力での避難が困難な者等に対して事前の避難を呼びかけるものとする。

### (b) 避難情報等の伝達方法

町長は臨時情報（巨大地震警戒）発表後、住民に対し、那賀町減災コミュニケーションシステム、町ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等により、避難の勧告を行うものとする。

### (c) 避難計画の作成

避難実施等措置者は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所（以下「事前避難所」）、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る土砂災害等災害の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

## IV 避難所の設置及び運営

臨時情報を踏まえた事前避難については、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とし、町はそれが難しい住民が避難するための場所として事前避難所の確保を行うものとする。なお、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、電気・ガス・上下水道・通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、住民事前避難対象地域の外では商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

### (a) 避難所の受け入れ人数の把握

町は、事前避難が必要な地域の人口を基礎に、自主避難する住民を見込むことで避難所で受け入れが必要な人数を推計するものとする。宿泊者等については、あらかじめ関係者と帰宅方法を検討するものとし、必要に応じて帰宅の困難な見込み人数を受け入れが必要な人数に加えるものとする。

### (b) 避難所候補リストの作成

町は、事前避難所として利用できる施設を検討し、避難所候補リストとして整理しておくものとする。検討に当たっては、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。リストの作成に当たっては、次の項目を参考に、避難所として使用する優先順の検討に必要な情報を整理しておくものとする。

- ・施設名、住所、面積、収容人数
- ・管理者、管理者の連絡先（複数名を推奨）
- ・耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- ・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か
- ・学校の状況（授業継続または休校）
- ・周辺の避難場所からの移動距離
- ・要援護者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ・冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- ・食料、日用品の備蓄状況及び近隣の食料、日用品を確保できる商店等の状況

(c) 避難所の選定

町は、避難所での受け入れが必要な人数に基づき、避難所候補リストから実際に利用する施設を選定するものとする。避難所の不足が見込まれる場合は、町内の広域避難や旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、避難所として利用できる施設のさらなる検討を行う。また、災害の状況等に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や、定員を超過して要配慮者を受け入れることについて検討することとする。

このとき、入所者の処遇に支障が生ずることのないように十分配慮するものとする。

(d) 避難所への移動方法

移動に際しては、自動車による移動を行った場合、対象地域で交通渋滞を招く可能性があること、また徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあることから、徒歩による避難を基本とし、これにより難しい場合は車両等による避難を検討するものとする。

(e) 避難所の運営

避難所の運営は避難者が自ら行うことを基本とする。また、備蓄品は後発地震が発生した際に使用するものであること、ライフラインや住民事前避難対象地域外の商業施設等は営業しているといった社会状況であることも踏まえ、1週間を基本とした避難に必要なものは各自で準備し、生活の中で不足するものは各自が購入することを基本とする。

(8) 消防機関等の活動

ア 県は町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるために必要な支援を行うものとする。

イ 水防管理団体等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、一般災害編 第9節水防活動の実施 第6水防活動 3消防団出動基準に準じた措置をとるものとする。

(9) 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(10) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、指定公共機関、指定地方公共機関に指定されているライフライン事業者は、それぞれの機関が作成する防災業務計画等に定めるところにより、災害対策本部等の設置及び職員の配備動員を行うものとし、必要な活動体制を整備しておくものとする。

ア 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、県、町及び住民は次の事項を確認する。

(ア) 県

- I 県民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- II 町が実施する飲料水対策を指導する。
- III 広域的な応援体制を確立する。
- IV 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

(イ) 町

- I 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- II 水道事業ビジョンに基づき、応急給水活動の準備を行う。
- III 水道施設の安全点検を実施し、地震災害対策編 第2章災害予防 第6節水道施設の整備 第3応急復旧対策に準じた措置を講ずる。

(ウ) 住民

- I 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- II 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

イ 電気

電気事業者は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、必要な措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

ウ ガス

ガス事業者は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震に備え、必要な措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとする。

エ 通信

通信事業者は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、必要な措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

オ 放送

臨時情報（巨大地震警戒）の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、町や県の要望に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

(11) 金融

金融機関は、国が定める指導方針に基づき、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置を講ずるものとする。

(12) 交通

ア 道路

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者の取るべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

(ア) 県及び町は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、情報提供・周知するものとし、情報提供等に当たっては各種広報媒体の活用等により実施する。

a テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

b インターネットの利用

(イ) 臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、道路利用者に対して、パトローカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

(13) 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等については、次の措置を講じておくものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

a 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検

g 非常用発電装置、那賀町減災コミュニケーションシステム（タブレット端末等）、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の措置

c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

d 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

・児童生徒等に対する保護の方法

e 社会福祉施設にあつては次に掲げる事項

・入所者等の保護及び保護者等への引継ぎの方法

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置を取るほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

b 無線通信機等通信手段の確保

c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 県は町防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入配備に協力するものとする。

(ウ) 県は町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

(14) 滞留旅客等に対する措置

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

町においては、対策等の結果生じる滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

#### 4 臨時情報（巨大地震注意）等発表時の措置

(1) 臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

ア 職員の配置

職員の動員計画は第1節活動体制「第3 職員の配備体制」による。

イ 情報伝達経路・方法

一般災害編 第3章災害応急対策編 第3節情報通信 第1災害通信連絡 1 気象、地象、水象に関する警報、注意報及び情報の伝達 (1)「気象に関する警報、注意報、情報の伝達系統」に準ずる。

(2) 臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民に密接に関係のある事項について、一般災害編 第3章災害応急対策 第5節災害広報 第2広報の手段 に準じて周知するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間

町及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なる「ゆっくりすべり」が観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なる「ゆっくりすべり」の変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 町及び県のとるべき措置

臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、県及び町は全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるように呼びかけるものとする。また、町は施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認するものとする。

### 第3節 相互応援協力要請

一般災害対策編 第3章第2節「相互応援協力要請」を準用する。

### 第4節 情報通信

一般災害対策編 第3章第3節「情報通信」を準用する

## 第5節 災害情報の収集・伝達

各課共通

地震災害時において、効果的に応急対策を実施するため、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等の収集・連絡を迅速に行い、被害規模等の早期把握を行う。

また、町は収集した情報を集約・分析し、各防災関係機関等と情報を共有化する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編 第3章第4節「災害情報の収集・伝達」の定めによる。

### 【活動のポイント】

#### 1 被害規模早期把握のための活動

- (1) 職員の参集時における被害調査
- (2) 地域住民等からの情報収集
- (3) 各関係担当課による調査 ⇒ 被害状況等の把握

#### 2 報告の種類

- (1) 災害即報 ⇒ 災害発生後、直ちに
- (2) 中間報告 ⇒ 被害状況が変わる度に逐次
- (3) 確定報告 ⇒ 応急措置が完了し、被害が確定したとき

#### 3 被害状況の報告

- (1) 通常 ⇒ 県
- (2) 県への報告不能の場合 ⇒ 直接、消防庁
- (3) 119番通報集中の場合 ⇒ 県及び消防庁

### 1 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。

- (1) 大規模地震が発生した場合には、通信・交通網の途絶等により、災害情報の収集が迅速、正確さを欠くおそれがある。このための確かな応急対策が遅れることも予想されるので、町は、災害情報収集体制に関して綿密、具体的に定めておく。

- (2) 町は、災害現地調査を次の要領により行う。

ア 震度4以上の地震が発生した場合、町は、速やかなる応急対応を実施するため、迅速的確に被害調査を行い、被害状況を把握する。

ただし、町の区域内で震度5強以上を記録したときは、被害の有無を問わず第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

イ 職員は、災害対策本部に参集するにあたっては、人命救助を第一に行うが、被害状況を把握しながら本部に参集する。

ウ 地震発生後、災害応急対策を決定するための被害調査は、おおむね次表に掲げる各関係担当課を中心に行うが、調査にあたっては、消防団及び自治会長等地域住民の協力を得て行う。なお、大規模震災時には、登庁した職員のうちから、警察等の協力を得て被害調査を行う。

エ 被害調査を行う者は、正確に被害調査を行い、直ちに調査結果を担当課長経由で、防災課長に報告する。

オ 防災課長は、被害状況等を取りまとめ、町長に報告する。

(ア) 被害状況 各課共通

(イ) 避難指示又は警戒区域の設定状況 防災課

(ロ) 避難所の設備状況 住民課、教育委員会

(ハ) 避難生活の状況 住民課、教育委員会

(ニ) 食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況 環境課、にぎわい推進課

(ホ) 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況 建設課、環境課、ケーブルテレビ課

(ヘ) 医療機関の開設状況 保健医療福祉課

(ト) 救護所の設置及び活動状況 保健医療福祉課

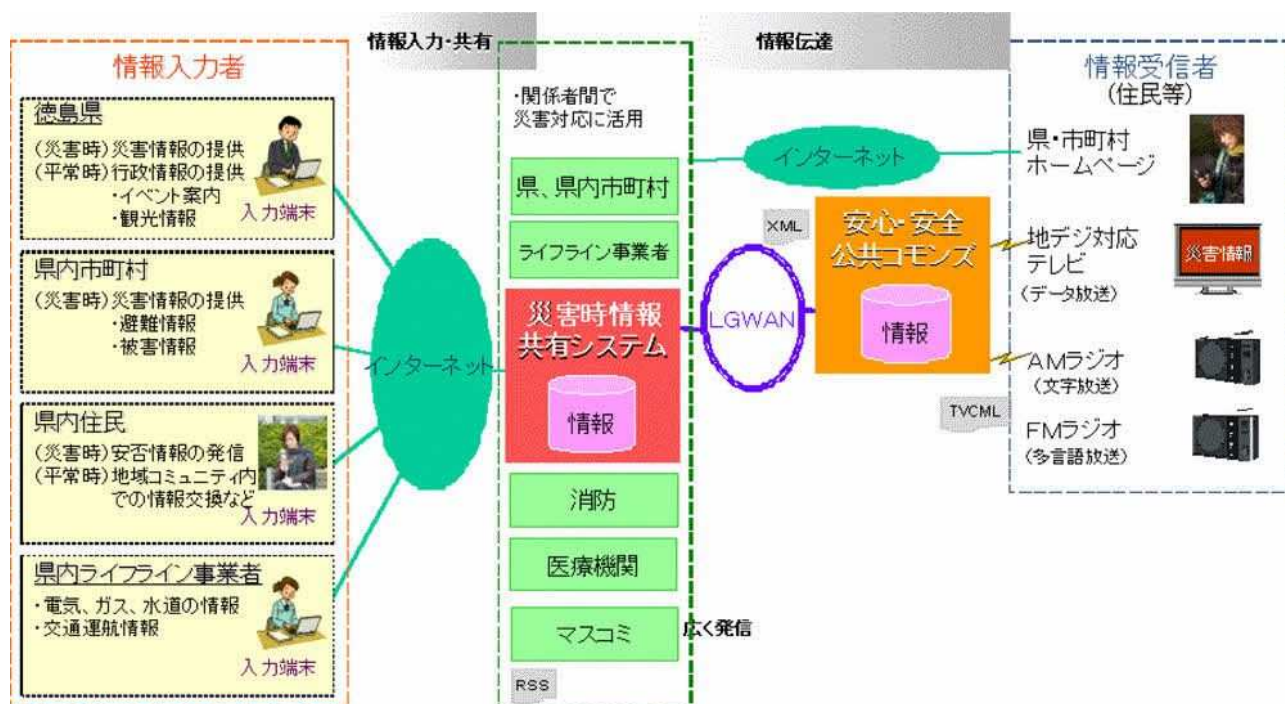
(チ) 傷病者の収容状況 保健医療福祉課

(リ) 道路及び交通機関の復旧状況 総務課、建設課

## 2 情報の収集、伝達系統

県及び市町村の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

【災害時情報共有システムの場合】



## 第6節 災害広報

みらいデジタル課 ケーブルテレビ課

震災時における住民の人心の安定と災害応急対策活動を円滑、かつ効果的に実施するための災害広報は、本計画の定めるところによるものとし、特に高齢者、女性、障がい者等要配慮者に配慮した広報を行うよう努める。

### 【活動のポイント】

- 1 地震時における連絡手段の多系統化・情報端末通信による被害情報の伝達等
- 2 各種情報の最も有効な広報手段の検討
- 3 情報弱者への対応の検討

### 第1 計画の方針

一般災害対策編 第3章第5節「災害広報」に定めるとおりとするが、大規模な災害になるほど住民への情報提供が困難になるので、町は使用し得るあらゆる手段を用いて広報を行う。

### 第2 住民への広報

震災時に有効な情報手段としては次のようなものがある。

| 情報手段    | 情報内容              | 利 用                                |
|---------|-------------------|------------------------------------|
| 広報車     | 被災情報 生活情報         | 発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用            |
| 防災行政無線  | 生活情報 安否情報         | 発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用            |
| C A T V | 生活情報 安否情報         | 発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用            |
| 掲示板     | 生活情報 安否情報         | 各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効       |
| 情報紙     | 生活情報 安否情報         | 各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ         |
| 新聞折込    | 生活情報 安否情報         | 避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能               |
| インターネット | 被災情報 生活情報<br>安否情報 | 町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能 |

### 第3 広報内容

災害の規模、態様に応じて、住民に関係のある次の事項について広報する。

- (1) 震災時における住民の注意事項
- (2) 災害に係る情報及び被害の状況
- (3) 災害応急対策の実施の状況
- (4) 避難の勧告、避難先の指示及び避難所での心得
- (5) 災害復旧の見通し
- (6) 電気、水道等供給の状況
- (7) C A T Vのサービス供給の状況
- (8) その他必要事項

## 第4 被災者への情報伝達

被災者等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、被災者や要配慮者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に対して十分配慮する。

## 第5 広聴活動

各防災機関は、震災時には、被災住民、関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため、相談窓口の開設等適切な応急対策の推進に努める。

## 第7節 災害救助法適用計画

一般災害対策編 第3章第6節「災害救助法の適用」を準用する。

## 第8節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害対策編 第3章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

## 第9節 消防活動

防災課 消防団 那賀町消防本部

町は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編 第3章第8節「消防活動」の定めるところによる。

### 【活動のポイント】

- 1 地震火災の特徴に応じた消防活動の実施
- 2 火災発生状況の早期把握
- 3 消火活動の優先順位の決定
- 4 自主防災組織等による消火活動
  - (1) 火気の停止
  - (2) ガス・電気の使用停止
  - (3) 近隣への呼びかけ

### 第1 地震火災の特徴

過去の震災例をみると、地震火災には次のような特徴が認められる。

- (1) 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- (2) 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること。
- (3) 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること。
- (4) 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること。

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に及ぶ大問題である。このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

### 第2 被害情報の早期把握

通報、参集職員、消防団員、地域住民等からの情報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、活動体制を整えるとともに、防災関係機関に災害の状況を報告する。

### 第3 消防活動

震災時の消防活動は、収集した情報を分析し、火災の態様に対応した防御活動を展開し、人命の安全確保を最重点に行う。

- (1) 火災発生が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い一挙鎮滅を図る。
- (2) 火災が発生し、同時に対処できないと認める場合は、延焼拡大の危険性の高い地域、住民の生命の保護、生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点的に消火活動を実施する。
- (3) 火災が著しく多発又は延焼火災が発生する等住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難場所及び避難路周辺を優先防御するとともに、住民の避難誘導を行い、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (4) 火災と水災が同時に発生した場合は、人命救助を第一とするほか、原則として火災防御を優先と

する。

- (5) 自主防災組織等が実施する消火活動と交代し、避難を促す。

#### 第4 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して本部に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消防署、消防団に消火要請を行い、消防署等に連絡がつかない場合は、消防団等と初期消火に努める。

また、要救助者の救助及び負傷者への応急措置等を行う。消火活動については初期消火のみとし、避難路等が確保できない可能性がある場合は、消火活動を消防団等に任せ、2次被害に合わないよう心掛ける

#### 第5 住民の活動

まず身の安全を確保し、次のような出火の防止に努める。

- (1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずしておく。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器、水バケツ等で消火活動を行うとともに、大声で周辺の人に知らせて協力を求める。

### 第10節 水防計画

一般災害対策編 第3章第9節「水防活動の実施」を準用する。

## 第11節 避難対策の実施

各課共通

大規模災害時において、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長及び関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとる。

具体的な対策については、一般災害対策編 第3章第10節「避難対策の実施」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難の誘導と避難所の開設について、次のとおり定める。

### 【活動のポイント】

#### 1 避難所開設の留意点

- (1) 避難状況の把握 ⇒ 速やかな職員の派遣
- (2) 学校等における長期避難時の避難者と児童・生徒との住み分け
- (3) トイレ凝固剤等処理剤の配布
- (4) 避難者のプライバシーの確保

#### 2 必要に応じ要配慮者用避難所 ⇒福祉施設等の把握

### 第1 避難の誘導

町長その他の避難の勧告、指示の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるようできるだけ集落単位等で集団避難を行う。

また、要配慮者、特に避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や自治会など地域住民においても、福祉関係者との連携のもと、町等に協力して避難誘導を実施するよう努める。

なお、避難所を使用する場合には2次災害に備えて、避難所が安全であるかどうか確認した上で住民を収容する。

### 第2 避難時の広報

本町の道路事情は、道路の幅員も十分ではないのが現状であり、災害時において緊急車両の通行に支障を来すおそれがある。このため町長は、住民に対し、避難時における自家用車の使用は極力避けるよう広報に努める。

### 第3 避難所の開設

避難所の開設については、一般災害対策編 第3章第10節「避難対策の実施」に定めるところとするが、特に災害が大規模である場合には、次の事項に留意する。

#### 1 避難状況の把握

大規模地震の発生とともに、直ちに職員は本部に参集するが、参集途上において最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

#### 2 職員の派遣

本部長は、参集職員等の情報に基づく避難所開設の必要度の高い所から職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたる。

### 3 立入禁止区域の設定

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童・生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

### 4 避難行動要支援対策

- (1) 高齢者や身体等に障害のあり、自力で避難することが困難な避難行動要支援者のための場所を確保する。
- (2) 避難生活が長期に及び、避難行動要支援者が一般の避難者と生活するのに困難が伴うようになった場合は、町内の福祉施設等を要配慮者用避難所として一時収容を行い、介護体制の充実を図る。

### 5 トイレ凝固剤等処理剤の配布

水洗便所の使用が不能となったとき、又は避難所を開設し必要となった場合は、住民に対しトイレ凝固剤等処理剤を配布する。

### 6 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

### 7 その他の事項

- (1) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水措置
  - イ 給食措置
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
- (2) 避難所の管理に関する事項
  - ア 避難収容中の秩序保持
  - イ 避難者に対する災害情報の伝達
  - ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

## 第4 要配慮者への支援等

### 1 要配慮者への日常生活の支援

被災した乳幼児、高齢者及び障がい者等要配慮者の避難所及び在宅での生活に必要な粉ミルク及び哺乳びん、車椅子等の福祉機器、おむつ等の生活必需品、ホームヘルパーや手話通訳等のニーズを把握し、適時適切な調達と供給による円滑な生活再建を支援する。

### 2 被災児童等の保護対策

被災により生じた要保護児童並びに要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童・高齢者については、各種相談所等においてメンタルヘルスクエアを実施する。

## 第12節 交通確保対策

総務課 防災課 各支所 建設課 警察署

震災時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送等を円滑に行うため不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等を迅速に行う。

なお、この計画に定めない事項は、一般災害対策編 第3章第11節「交通確保対策」の定めによる。

### 【活動のポイント】

- 1 道路・橋梁等の早急な被害状況の調査
- 2 交通規制の周知
  - (1) 道路標識、迂回案内板、交通規制の予告板等の設置
  - (2) 報道機関への周知
- 3 地震発生時の運転者のとるべき措置の周知

### 第1 予想される状況

大地震の発生に伴い、路面に亀裂や欠落、盛上り、段差、また路面への崩壊、電線等の垂れ下がり、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、火災や地下埋設物の破損、橋梁、トンネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急交通路や避難路となる道路においても車両及び通行者が殺到して、交通が麻痺状態となることが予想される。

### 第2 被害状況及び交通の流れの把握

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。関係各機関は、組織機能を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしている確に対処する。

### 第3 交通規制の実施

道路の構造を保全し、若しくは交通の危険を防止するため必要と認められる場合は、速やかに必要な交通規制を実施する。

交通規制を行った場合には、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置して交通混乱の防止を図るとともに、報道機関（道路交通情報センターを含む。）を通じて交通規制の周知徹底を図る。

### 第4 運転者のとるべき措置の徹底

大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図る。

(1) 走行中の場合は、次によること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

## 第13節 緊急輸送対策

一般災害対策編 第3章第12節「緊急輸送対策」を準用する。

## 第14節 救出・救助対策

防災課 各支所 消防団 那賀町消防本部 警察署

震災のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等に対する搜索又は救出の実施は、次に定めるところによる。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編 第3章第13節「救出・救助対策」の定めによる。

### 【活動のポイント】

- 1 住民による初期救出 ⇒ 自主防災組織における救出用資機材（バール、ジャッキ等）の備蓄の推進
- 2 消防団の活動 ⇒ 住民による救出の推進役

### 第1 住民による初期救出の実施

大規模地震が発生した場合は、各関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって、各自主防災組織ではバール、ジャッキ等の救出用資機材の整備を図り、訓練を通じた使用方法の習得に努める。

ただし、住民、自主防災組織は、余震等による家屋、ブロック塀等の倒壊の危険性の確認、火災発生地域内では避難路の確保を十分行ったうえでの行動とし、2次被害にあわないためにも無理な救出は行わず、消防署、消防団に通報し、あくまでも初期対応とする。

### 第2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話回線の途絶等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、住民による救出の推進役を果たす。

ただし、消防団が救出作業の際、住民や自主防災組織へ救出の補助要請を行う場合は、あくまでも補助のみの要請とし、2次被害にあわないよう注意する。

なお、救出活動においては那賀町消防本部、警察署と緊密に連携し、実施する。

## 第15節 医療救護活動

保健医療福祉課 町内の医療機関

### 【活動のポイント】

- 1 要救助者数の状況把握
- 2 町内の医療機関を中心とした救護班の編成
- 3 救護所の設置（設置場所の決定） ⇒ 地域住民へ広報
- 4 重傷者の搬送
  - (1) 医療機関の受入状況の把握
  - (2) 搬送手段の確保 ⇒ ①救急自動車、②ヘリコプターの要請等

震災のため、町及び周辺地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足した場合において、速やかに医療及び助産体制を確立し、被災者の救護を図る。

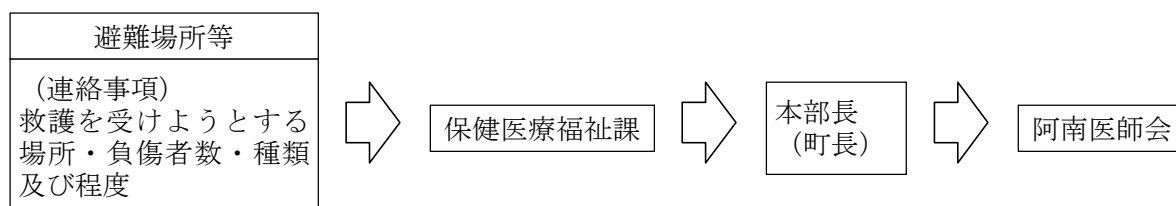
なお、この計画に定めのない事項は、一般災害対策編 第3章第14節「医療救護活動」の定めによる。

### 第1 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため、町は、上那賀病院を中心として町内の医療機関による救護班を編成し、避難所等からの派遣要請に基づいて、救護所を設置し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。また、町のみでは対応できない場合には、阿南医師会に協力を要請する。

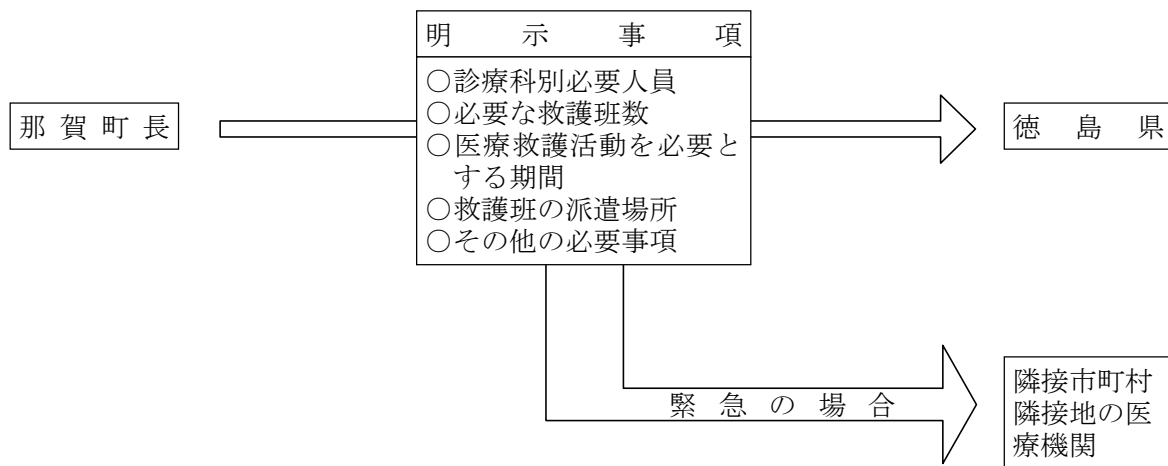
なお、救護所を設置した場合には、その旨の標識を掲示するとともに、速やかに当該場所を広報車等を使用して地域住民に知らせる。

### 【医師会への救護班派遣要請系統】

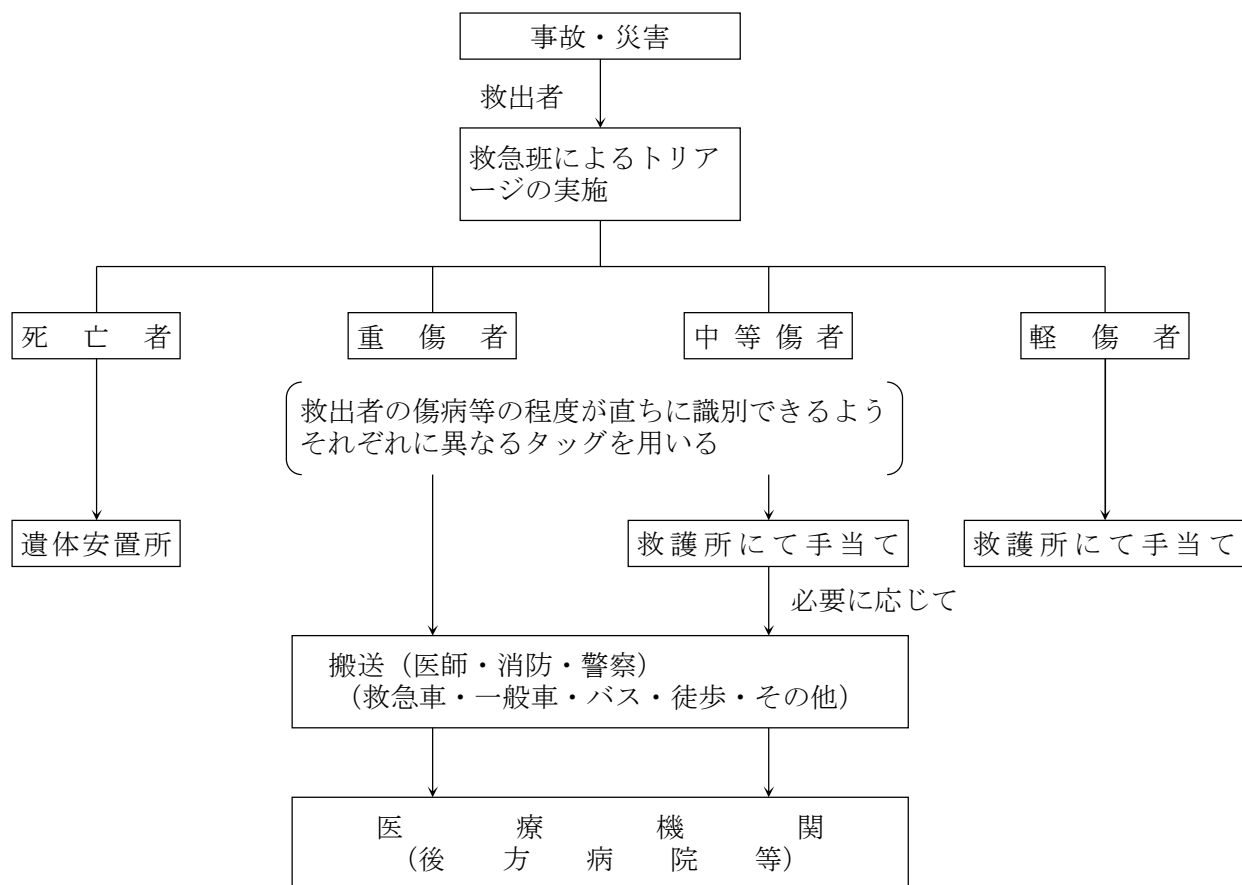


また、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、県へ応援を要請する。

【県への救護班派遣要請系統】



【災害救護活動体系例】



## 第16節 飲料水の供給

一般災害対策編 第3章第15節「飲料水の供給」を準用する。

## 第17節 食料の供給

一般災害対策編 第3章第16節「食料の供給」を準用する。

## 第18節 生活必需品等の供給

一般災害対策編 第3章第17節「生活必需品等の供給」を準用する。

## 第19節 保健衛生活動

一般災害対策編 第3章第18節「保健衛生活動」を準用する。

## 第20節 防疫活動

一般災害対策編 第3章第19節「防疫活動」を準用する。

## 第21節 遺体の搜索及び火葬等

一般災害対策編 第3章第20節「遺体の搜索及び火葬等」を準用する。

## 第22節 要配慮者への支援対策の実施

一般災害対策編 第3章第21節「要配慮者への支援対策の実施」を準用する。

## 第23節 廃棄物の処理

一般災害対策編 第3章第22節「廃棄物の処理」を準用する。

## 第24節 住宅の確保

一般災害対策編 第3章第23節「住宅の確保」を準用する。

## 第25節 労務供給計画

一般災害対策編 第3章第24節「労務供給計画」を準用する。

## 第26節 ボランティア活動の支援

一般災害対策編 第3章第25節「ボランティア活動の支援」を準用する。

## 第27節 義援金・義援物資の受入・配分

一般災害対策編 第3章第26節「義援金・義援物資の受入・配分」を準用する。

## 第28節 障害物の除去

一般災害対策編 第3章第28節「障害物の除去」を準用する。

## 第29節 教育対策

教育委員会

### 【活動のポイント】

- 1 避難措置 ⇒ 児童生徒の安全を最重点
- 2 火気・薬品類の防災措置
- 3 保護者への確実引渡しの実施
- 4 大規模地震発生時に学校が避難所として使用される際に生じる問題点の事前検討
- 5 地震発生時の状況に応じた児童・生徒の行動  
①登下校時 ②在校時 ③校外活動時 ④部活動時
- 6 南海トラフ地震臨時情報発令時の対応

一般災害対策編 第3章第29節「教育対策」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

### 第1 学校の震災措置

#### 1 避難措置

地震発生時の行動は、児童生徒の安全避難を最重点とし、児童生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行う。また、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行う。

#### 2 防災措置

火気及び薬品類の使用場所（湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちに転倒防止、火災等の発生防止措置を講ずる。

#### 3 人員確認と応急手当

災害発生避難後、速やかに児童生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。

#### 4 避難と引渡し

災害の状況により、児童生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年から避難させる。その際、教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行う。ただし、保護者との連絡が不能の場合には学校で保護する等の対策を策定しておく。

#### 5 被災報告

被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。

### 第2 事前計画の策定が必要な検討事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や

教師の避難所運営への参加等、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行う。

- (1) 避難所の運営における教職員の協力方法
- (2) 児童生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校（園）の機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童生徒等とで共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け
- (4) 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- (5) 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置
- (6) 避難所受入れ体制等の整備

避難所となる学校教職員は、その運営が町災害対策本部に引き継がれるまでの間、町災害対策本部との連携を密にしながら、避難住民の受入れ体制の整備を図る。

#### ア 避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

#### イ 避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検等その役割の検討を行う。

ウ 要配慮者の避難として、社会福祉施設にスペースがない場合、必要に応じて学校の空き教室を活用する。その際のカギの管理、立ち入り制限区域、使用可能備品の貸与などを検討しておく。

- (7) 医療救護所を開設する際、保健室の備品等の使用に関すること、管理責任者、カギの管理等について検討しておく。

### 第3 状況別対応行動

次の表は、地震発生時の状況に応じて児童生徒がとる基本的な行動を例示したものである。児童生徒の安全を第一に考え、学校の実状、地域の実態に応じた対応の検討を図る。

|                  | 児 童 ・ 生 徒 の 行 動                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 登<br>下<br>校<br>時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登下校中の児童生徒は、原則として帰宅する。ただし、学校の近くまで来ている場合は学校へ避難する。</li> <li>・ 学校バス利用生徒等は、乗務員の指示に従う。</li> <li>・ 在宅の場合は登校しない。ただし、危険予想地域在住の児童生徒は、直ちに避難所へ避難する。</li> </ul> <p>【地震発生時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ安全な空間を確保する。</li> <li>・ カバン、コート等を頭にのせ、落下物から身を守る。</li> </ul> <p>【避難時の注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古い建物、建設中の建物、保全管理の十分でない建物等、危険と思われる建物には近づかない。ひび割れしているところは、速やかに遠ざかる。</li> <li>・ 火災現場から遠ざかる。</li> <li>・ 狭い道路はできるだけ避けて通る。</li> <li>・ 倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。</li> </ul> |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在<br>校<br>時           | <p>留守家庭の児童及び学校バス利用生徒等は、学校に留まる。</p> <p>〔教室〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</li> <li>・机の下にもぐり、落下物から身を守る。また、窓や壁際から離れ、慌てて外へ飛び出さない。</li> <li>・大きな揺れが収まったら、直ちに周囲の状況を確認の上、教職員の指示により荷物を持たず上履きのままグラウンドへ出る。</li> </ul> <p>〔廊下・階段〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・できるだけ中央で伏せ、ガラスや壁の落下から身を守る。</li> </ul> <p>〔グラウンド〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎からの落下物を避けるため速やかに校舎近くから離れ、グラウンド中央へ避難する。</li> <li>・教室・校舎には戻らない。</li> </ul> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示とおりに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。</li> </ul>                       |
| 校<br>外<br>活<br>動<br>時 | <p>基本的には帰宅する。ただし、状況により以下のようにする。〔所属校から離れている場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道、バス等の交通機関が停止するため、最寄りの避難地へ避難する。</li> <li>・避難については町あるいは地元市町村の指示に従う。</li> <li>・山崩れ、がけ崩れ等の危険予想地域から安全な場所に至急避難する。</li> </ul> <p>〔所属校に近い場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀、石塀の転倒や窓ガラス等の落下が生じやすい危険箇所を避けて学校に戻る。</li> </ul> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示とおりに行動し、特に「押さない」「走らない」「しゃべらない」をしっかりと守る。</li> <li>・自分勝手な言動を絶対にとらない。</li> </ul> <p>例……勝手に家に帰る。奇声、泣き声をあげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デマ等に惑わされない。</li> <li>・避難時には、よくまとまって行動し、特に指示のある場合を除き、走らない。</li> </ul> |
| 部<br>活<br>動<br>時      | <p>〔校内の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧問の指示に従って安全な場所に避難する。</li> <li>・1人で勝手に行動しない。</li> <li>・人員点呼後、できるだけ集団で帰宅する。</li> <li>・帰宅できない児童生徒は顧問の指示に従う。</li> </ul> <p>〔校外の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外や遠隔地で合宿等をしている場合は、その地域の指定された避難地へ集団で避難する。</li> <li>・合宿地等が山崩れ、がけ崩れ等の危険地域の場合には、直ちに安全な場所へ避難する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 南海トラフ地震臨時情報発令時        | <p>（調査中）学校活動の継続と警戒対応（注意対応）の準備</p> <p>（巨大地震警戒）原則として、3日間の臨機休業（週休日・休日を含む）</p> <p>（巨大地震注意）注意対応をとりながら、原則として学校生活を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他については、「大規模災害及び南海トラフ地震臨時情報発令時マニュアル」による。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

## 第30節 公共土木施設の応急対策計画

|                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------|
| 建設課 ケーブルテレビ課 環境課 農業振興課 那賀町消防本部<br>四国電力(株) 四国電力送配電(株) 西日本電信電話(株) |
|-----------------------------------------------------------------|

震災時における施設の応急対策は、一般災害対策編 第3章第27節「電力施設の災害応急対策」及び第30節「危険物品の保安対策」の定めるところによるほか、大規模地震発生時の被害の広域化を考慮し、次のように定める。

### 第1 公共土木施設（町、県（農林水産部関係課、県土整備部関係課、企業局）、四国地方整備局）

地震により公共土木施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保する必要がある。なかでも、河川、道路施設は、災害応急対策活動上重要な機能を有する施設であることから、各施設の管理者は、被災した所管施設に対する速やかな応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図る。

#### 1 河川施設

##### (1) 基本方針

地震により堤防等河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに内水処理に全力を尽くす。

##### (2) 応急対策

堤防の破壊等については、土壌やクラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。

#### 2 道路施設

##### (1) 基本方針

道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また、道路上の破壊、倒壊等による障害物の除去を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防等の活動に必要な路線は最優先して復旧にあたる。

##### (2) 応急復旧活動

###### ア 応急対策

復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物等の状態によって種々様々の対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員等の制限を付しても速やかに復旧し、解放する。また、道路占有施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知し適切に対処するが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のため必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

###### イ 復旧対策

応急復旧に引続き又は平行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度等種々勘案の上、通行止を解消しながら順次本復旧を進め、平常の状態とする。

(3) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため、早期復旧を要する重点路線として、

|          |   |      |   |            |     |   |       |
|----------|---|------|---|------------|-----|---|-------|
| 避難場所     | ～ | 重要施設 | ～ | 救援物資       | 置き場 | ～ | ヘリポート |
|          |   |      |   | 復旧用資機材     |     |   |       |
| (人口集中地区) |   |      |   | (町役場、浄水場等) |     |   |       |

などを結ぶ、被災地から又は被災地への輸送路を系統的に確保する。

## 第2 電力施設（四国電力㈱、四国電力送配電(株)、県企業局総合管理推進センター）

震災時における四国電力㈱及び県企業局総合管理事務所の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 震災時における電力の供給

震災時において、電力供給力が不足する事態が生じた場合は、負荷の重要度に応じた系統構成にするとともに、他地域からの融通等により供給力を確保する。

### 2 震災時における電気の保安

各事業所の責任者は、震災時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡の上、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施する。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとる。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、ブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

### 3 震災時における応急復旧

震災の規模、被災施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用して、迅速・適切に復旧する。

## 第3 通信設備（西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ）

震災時における西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTTドコモ四国支店徳島支店の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。なお、本町のCATV網によるIP電話についても本計画を準用する。

### 1 基本方針

震災時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

### 2 応急対策

(1) 震災が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

ア 電源の確保

- イ 予備電源設備、移動電源車の発動
- ウ 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- エ 応急対策用車両、工具の点検
- オ 応急対策用資機材の把握
- 力 緊急輸送対策
- キ 復旧要員の確保
- ク 通信設備の巡回点検

(2) 震災の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、町、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

(3) 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

ア 重要通信の確保

- (ア) 救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を使用して重要回線の確保に努める。
- (イ) 事業法に基づき災害復旧に関する通信については優先的に取扱う。そのため必要があるときにはその他の通信の利用規制を行う。

イ 特設公衆電話の設置

- (ア) 通信が孤立化した地域で、住民の連絡手段を確保するため特設公衆電話の設置に努める。
- (イ) 特設公衆電話の設置場所について、県、及び行政機関と連携し選定する。

ウ 災害用専用基地局の運用

- (ア) ドコモの大ゾーン基地局を稼働し半径約7km・360度のエリアカバーを目指す。
- (イ) 移動基地局車の運用で被災箇所の孤立防止に努る。

(4) 震災のため通信が途絶したとき、若しくは通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。

ア 被災区間又は場所

イ 回復見込み日時

ウ 通信途絶、利用制限の理由

エ 通信途絶、利用制限の内容

オ 通信利用者に協力を要請する事項

カ その他の事項

(5) 大規模災害発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」及び「災害用音声お届けサービス」を開設する。

### 3 回線の復旧順位

震災により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

(1) 第1順位の復旧

気象、水防、消防、災害救助、警察、防衛、及び輸送、通信、電力の確保に係る機関に設置されるもの

- (2) 第2順位の復旧  
ガス、水道の確保に係る機関、新聞、放送等報道機関に設置されるもの
- (3) 第3順位の復旧  
第1順位、第2順位に該当しないもの

## 第4 危険物施設

危険物施設の保安対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 火薬類

- (1) 実施責任者
  - ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者
  - イ 知事
  - ウ 警察本部長
  - エ 町長
- (2) 応急措置
  - ア 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置
    - (ア) 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移して見張人をつける。
    - (イ) 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。
    - (ウ) 火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
    - (エ) 吸湿、変質、不発、半爆等のために著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。
  - イ 町長の措置  
施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示勧告又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施する。

### 2 石油類及び薬品

- (1) 応急措置
  - ア 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置
    - (ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
    - (イ) 施設内における貯蔵施設の補強並びに付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化する。
    - (ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認する。
  - イ 町長の措置
    - (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
    - (イ) 火災の防御は、消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並

びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学消防車の派遣要請等他の機関の応援を受ける。

(ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

(エ) 漏油した場所その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置する。

## 第5 水道施設（町（水道事業者）、県（安全衛生課））

震災時における水道事業者の応急対策計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 復旧方針

町は、地震発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施する。

### 2 復旧手順

#### (1) 応急対策人員の動員

地震発生後直ちに町の定める応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

#### (2) 被害状況調査

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急にかつ的確に把握する。

#### (3) 復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施する。

なお、復旧にあたっては、緊急度の高い給水拠点、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等からの復旧に努める。

### 3 支援要請

町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行う。

## 第6 農業用施設（県（生産基盤課、農山漁村振興課）、町、土地改良区、中国四国農政局）

地震発生時の農業用施設の応急対策は、本計画の定めるところによる。

### 1 頭首工、取水施設、用排水路

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、破損があった場合、付近の住民に被害を与えるおそれがないか確認し、町に報告して応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、町を通じて県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

### 2 各種樋門、排水機場

土地改良区及び水利組合等、施設の管理者は、地震発生後、施設の破損の有無を調査し、施設の機能が損なわれている場合は、町に報告するとともに、応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、町を通じ県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

### 3 農業用ダム・農業用ため池

農業用ダム（堤高15m以上の農業用ため池を含む）については震度4以上の地震が発生した場合、堤高15m未満の農業用ため池（重要性を考慮し予め選定したもの）については震度5弱以上の地震が発生した場合、土地改良区及び水利組合等の農業用ダム・農業用ため池管理者は施設を緊急点検して、その結果を町に報告する。二次災害の危険がある場合は、町と協議しながら、応急対策を行う。

町は、点検結果を県に報告するとともに、危険がある場合は、関係機関とともに応急対策を行うほか、避難指示等を行う。

緊急点検を行うため池以外についても、可能な限り早急に点検を行うこととし、被害があった場合、町を通じて被害報告を行い、災害復旧を検討する。

#### (1) 住民への周知

町は「ため池ハザードマップ」を活用し、地震による破損等で決壊が起きた場合に、浸水や家屋被害が想定される集落等に対して、家屋への被害の影響、避難ルート等を周知し、また、自主防災会等と連携し、緊急連絡体制の整備や、情報伝達の方法を検討する必要がある。

#### (2) 点検・管理

町は平時から、地震に対してだけでなく、ため池が大雨や土砂災害等により破損が起きていないかを点検しておく必要がある。点検により亀裂等の破損を発見した場合は、地元関係者等と協議し補修等を検討する。また、高齢化により耕作者が減少し、必要のなくなったため池については地元関係者等と協議を行い、廃止を検討し、地震に発生時に決壊しないよう対応を取るようにする。

## 第 4 章 地震災害復旧・復興

## 第1節 復旧・復興の基本方針

町は、被災地域の再建を行うために、被災の状況、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県及び国等の関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的な計画復興のいずれにするか検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

## 第2節 公共施設災害復旧事業計画

一般災害対策編 第4章第2節「公共施設災害復旧事業計画」を準用する。

## 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

一般災害対策編 第4章第3節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成」を準用する。

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

一般災害対策編 第4章第4節「被災者の生活再建等の支援」を準用する。

## 第5節 計画的復興

一般災害対策編 第4章第5節「計画的復興」を準用する。